

令和4年度内外一体の 経済成長戦略構築に かかる国際経済調査事業 (貿易手続きの円滑化・ 高度化の推進に係る調査) 調査報告書

2023年3月

プライスウォーターハウスクーパース WMS Pte. Ltd.



目次

0. はじめに.....	4
1. 連続する原産地証明書や積送基準の適用にかかる非加工証明書の発行手続き・要件表 ..	5
シンガポール	6
<連続する原産地証明書>	6
<非加工証明書>	8
中国	10
<連続する原産地証明書>	10
<非加工証明書>	13
香港	15
<連続する原産地証明書>	15
<非加工証明書>	17
韓国	19
<連続する原産地証明書>	19
<非加工証明書>	21
ドイツ	24
<連続する原産地証明書>	24
<非加工証明書>	26
ベルギー	28
<連続する原産地証明書>	28
<非加工証明書>	29
まとめ	31
2. 特恵関税の遡及適用、納付関税の還付制度	32
インド	33

マレーシア	34
中国	35
ドイツ	37
ベルギー	39
イギリス	41
まとめ	42
Appendix	43
1. 連続する原産地証明書にかかる各協定の規定	43
2. 特恵関税の遡及適用、納付関税の還付制度	45

0. はじめに

日本の貿易額に占める経済連携協定（以下「EPA」という。）のカバー率が 80%を超える水準になってきている中で、「量」の拡大だけではなく、「質」の改善も加味した包括的な、且つ政策的な視座がますます重要になってきていること、および発効済みの EPA の増加に伴い、EPA の利用にかかる事業者からの運用上の相談や貿易手続き上のトラブルに接する機会が増えてきていることの、上記2つの理由から EPA のさらなる利活用促進に向けて、利用にかかる手続き上の諸課題を調査・分析し、それに対する適正な処置を講じていくことが極めて重要である。そのため令和4年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（貿易手続きの円滑化・高度化の推進に係る調査）では、EPA の利用における貿易手続き上の課題としてあげられる以下（1）、（2）の分野を対象として調査を行った。

（1）連続する原産地証明書や積送基準の適用にかかる非加工証明書の発行手続き・要件

背景：EPA カバー率の増加に伴い「連続する原産地証明書」制度や、積送基準充足のための「非加工証明書」の利用ニーズが多く見込まれるところ、主要な中継国や連続する原産地証明書の規定を有する協定を締結している他国の例を調査することで、我が国の政策立案につなげると同時に、我が国の輸出者が調査委対象国において当該証明書を取得する参照資料とする。

（2）特惠関税の遡及適用、納付関税の還付制度

背景：日本が締結した EPA の中には通関時に原産地証明書や原産品申告が提出されていなくとも事後的に提出することで、EPA 上の特惠関税を遡及して適用、ないし納付した関税の還付を定めているものが存在する。かかる規定が国内法令上適用可能なのが EPA 利活用促進の観点では重要な要素となる。我が国の主要な輸出先である調査対象国での制度を調査することで、我が国から EPA を活用した輸出の一助となる参照資料とする。

1. 連続する原産地証明書や積送基準の適用にかかる非加工証明書の発行

手続き・要件表

Back-to-Back CO(連続する原産地証明書)は、締約国 A における最初の原産地証明書に基づいて、経由国である締約国 B の原産地証明書の発給機関、認定輸出者、または輸出者により発給することができる原産地証明のことをいう。締約国 B における Back-to-Back CO(連続する原産地証明書)の発給に際しては、対象となる産品に対して何ら加工がなされず、もとの原産資格を維持していることを何らかの形で担保し、かつこれを確認することになる。¹ この特性上、連続する原産地証明書の発給が認められている協定は、締約国が複数国あるマルチ協定かつ、原産性を締約国単位で判断する(CPTPP 協定の様に締約国全体で原産性を判断するものではない)ものに限られるため、我が国が締結している協定では日 ASEAN 協定や RCEP 協定にのみ規定がある。

また、EPA 締約国の原産品であっても、積送基準(①EPA 締約国から直接輸送されること、②積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の第三国を経由して輸送される場合にあっては、当該第三国において、税関管轄下で積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていないことという基準)を充足していないと、EPA を適用することが出来ない。従って②の積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の第三国を経由して輸送される場合には、輸入者は(A)通し船荷証券の写し、(B)第三国の税関当局またはその他の関連機関が提供する証明書などの情報であり、その第三国において積卸し、および産品を良好に保存するために必要な作業以外が当該原産品について行われていないことを証明するもの(以下、「非加工証明書」と呼ぶ)のいずれかを輸入国税関に提出する必要がある。²

本調査では、主要な中継国ないし連続する原産地証明書に関する規定を有する EPA を締結しているシンガポール、香港、中国、韓国、ドイツ、ベルギーの 6 か国・地域を対象として連続する原産地証明書や積送基準の適用にかかる非加工証明書の発行手続き・要件について調査を行った。

¹ 日本商工会議所「第一種特定原産地証明書発給申請マニュアルー発給システム操作編ー」p.110(2023 年 1 月)

² 日本商工会議所「第一種特定原産地証明書発給申請マニュアルー事前準備編ー」p.61-62(2023 年 1 月)

シンガポール

＜連続する原産地証明書＞

我が国とシンガポールが締結している EPA のうち、以下の協定において連続する原産地証明書に係る規定がある：

- ・ 日・ASEAN 包括的経済連携協定
- ・ 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定

また、シンガポールが我が国以外と締結している自由貿易協定（以下「FTA」という。）のうち、以下の協定において連続する原産地証明書に係る規定がある：

- ・ ASEAN 物品貿易協定
- ・ ASEAN・中国自由貿易協定
- ・ ASEAN・韓国自由貿易協定
- ・ ASEAN・インド自由貿易協定
- ・ ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定
- ・ ASEAN・香港自由貿易協定

1. 国内法令上の扱い
「連続する原産地証明書」の発給に関する根拠法令は「 The Regulation of Imports and Exports Regulations (RIER) ³ 」の 24(1)(b)であるが、本法令では原産地証明書全般について規定しており、法令上「連続する原産地証明書」に関する言及はない。 またシンガポールにおいては FTA 別に規定している国内法はないため、各協定に関する規定は、協定本文やその運用細則に依拠する。
2. 発給機関
シンガポール税関 出典： シンガポール税関公式サイト ⁴
3. 申請・適用にあたっての条件
・ 「連続する原産地証明書」を発給しようとしている FTA において、「連続する原産地証明書」について規定されていること。 ・ 最初の輸出国、シンガポール、および最終的な輸入国がいずれも同一の FTA の締約国であること。 ・ 物品が最初の輸出国からシンガポールへ輸入され、シンガポールから最終的な輸入国へ再輸出されること。 ・ シンガポールへ輸入される物品に係る、最初の輸出国の発給機関が発給した特惠原産地証明書が存在すること。 ・ シンガポールにおいて、追加の加工等が行われないこと。 ・ 各 FTA の「運用上の証明手続き (Operational Certificate Procedures; OCP)」に規定されている関連する要件を満たしていること。 出典： シンガポール税関公式サイト ⁵
4. 発給手続き
TradeNet®を通じた電子的な申請。 出典： シンガポール税関公式サイト ⁶
5. 発給に際して必要な提出書類
・ 最初の輸出国の発給機関によって発行された特惠原産地証明書

³ <https://sso.agc.gov.sg/SL/RIEA1995-RG1?ProvIds=P1III-#pr24->

⁴ <https://www.customs.gov.sg/businesses/certificates-of-origin/how-to-apply-for-b2b>

⁵ <https://www.customs.gov.sg/businesses/certificates-of-origin/how-to-apply-for-b2b>

⁶ <https://www.customs.gov.sg/businesses/certificates-of-origin/how-to-apply-for-b2b>

- 輸出者のインボイス - 分割輸送用ワーキングシート - 輸入許可書(ASEAN・中国 FTA、ASEAN・インド FTA、ASEAN・香港 FTA に限る) - 申告用レター(Declaration Letter) (RCEP 協定に限る) 出典:シンガポール税関公式サイト⁷
6. 申請および適用時の注意事項 - 通常、連続する原産地証明書の有効期間は、当初の原産地証明書の有効期間と同じである。 - 税関職員は、連続する原産地証明書に記載される貨物に対しを開封、検査、点検する権限を有する。 - 税関職員は、過去に発給された連続する原産地証明書について、事後監査を行う権限を有する。 通常、連続する原産地証明書に係る貨物の関係書類は最低5年間保管するものとする。ASEAN 物品貿易協定(ATIGA)においては、最低保管期間は3年間である。 出典:FTA 協定本文抜粋⁸ Part 13 of Singapore's Customs Act⁹ Section 85 of the Customs Act¹⁰ Section 90 of the Customs Act¹¹
7. 発給にあたっての通関の要否 不要。
8. 発給にあたっての保税倉庫での管理の要否 - ASEAN と各国との間で締結されている FTA において、税関の監督下におかれることが条件である - 一方、ASEAN 物品貿易協定(ATIGA)では、税関の監督下という要件は明記されていないため、ATIGA においては、シンガポール税関は貨物を通常の倉庫に保管することを認めている 出典:FTA 協定本文抜粋¹²
9. 保税倉庫のコスト ライセンス発行時に年間ライセンス料が発生する。 これは金額、認可された施設に保管されている商品の平均在庫額に基づく。 SGD 100 万以下の場合: SGD 1,000 SGD 100 万超、SGD 500 万未満の場合: SGD2,500 SGD 500 万以下の場合: 4,000 シンガポールドル 出典:Zero-GST Warehouse Scheme¹³ Licensed Warehouse Scheme¹⁴
10. 保税倉庫への入出庫にかかる手続き 通常の保税倉庫の使用方法と同じである。「連続する原産地証明書」に関して、特別な手続きはない。
11. 発給にあたっての非加工証明書の要否 発給にあたっては必要ない。
12. その他の非加工を証明する方法やフォーマットの実態 特になし

⁷ <https://www.customs.gov.sg/businesses/certificates-of-origin/how-to-apply-for-b2b>

⁸ <https://www.customs.gov.sg/files/businesses/Back-to-back-pco-legal-text-reference-Aug-2019.pdf>

⁹ <https://sso.agc.gov.sg/Act/CA1960?ProvlDs=P113->

[&ViewType=Advance&Any=road+traffic+act+bicycles&WiAl=1#pr103A-](https://sso.agc.gov.sg/Act/CA1960?ProvlDs=P113-&ViewType=Advance&Any=road+traffic+act+bicycles&WiAl=1#pr103A-)

¹⁰ <https://sso.agc.gov.sg/Act/CA1960?ProvlDs=P112-&ViewType=Advance&Phrase=bill&WiAl=1#pr85->

¹¹ <https://sso.agc.gov.sg/Act/CA1960?ProvlDs=pr90-&ViewType=Advance&Phrase=bill&WiAl=1#pr90->

¹² <https://www.customs.gov.sg/files/businesses/Back-to-back-pco-legal-text-reference-Aug-2019.pdf>

¹³ <https://www.customs.gov.sg/businesses/customs-schemes-licences-framework/zero-gst-warehouse-scheme/>

¹⁴ <https://www.customs.gov.sg/businesses/customs-schemes-licences-framework/licensed-warehouse-scheme/>

13. その他特記事項(特有の事情、企業の実例等)
特になし

<非加工証明書>

1. 国内法令上の扱い
「非加工証明書」の発給に関する根拠法令はないものの、 シンガポール政府の公式サイト ¹⁵ では非加工証明書の定義および発給手続きについて言及している。
2. 発行機関
シンガポール税関 出典： シンガポール政府の公式サイト ¹⁶
3. 申請・適用にあたっての条件
・ 貨物は、シンガポールから発送されるまで常に自由貿易地域(FTZ)または税関保税倉庫に保管されている。 ・ 各自由貿易協定に別段の定めがない限り、シンガポールでの積替え/保管期間が3ヶ月以内である。 ・ 輸出者が、税関が手数料分を引き落とすための IBG 送金用口座を開設していること。 出典： Certificate of Non-Manipulation (CNM) ¹⁷
4. 発給手続き
NTP(Networked Trade Platform) を通じた電子的な申請。 出典： シンガポール政府の公式サイト ¹⁸
5. 発給に際して必要な提出書類
・ 発給申請する際には、下記情報が含まれる資料を提出する必要がある。 ○ 現地船社／運送会社の詳細情報 ○ 商品の数量／総重量／説明 ○ 輸出国および最終目的地 ○ 搬出日およびシンガポールからの出発日 一般的には、下記資料が想定される。 ○ 輸出入許可書 ○ 積替許可書(該当する場合) ○ 船荷証券または航空運送状など
6. 申請および適用時の注意事項
・ 一度申請のためにアップロードした書類は、取り消すことができない。 ・ 税関職員は、非加工証明書に記載される貨物に対し開封、検査、点検する権限を有する。 ・ 税関職員は、過去に発給された連続する原産地証明書について、事後監査を行う権限を有する。 ・ 非加工証明書に係る貨物の関係書類は最低5年間保管するものとする。 出典： シンガポール政府の公式サイト ¹⁹ Part 13 of Singapore's Customs Act ²⁰

¹⁵ <https://www.ntp.gov.sg/public/faqs/government-services/international-connectivity-certificate-of-non-manipulation>

¹⁶ <https://www.ntp.gov.sg/public/faqs/government-services/international-connectivity-certificate-of-non-manipulation>

¹⁷ <https://www.ntp.gov.sg/-/media/ntp/documents/unified-trade-portal/doc/menu/pre-login/government-services/customs-eservices/sc-a-009-certificate-of-non-manipulation-ver-5.ashx>

¹⁸ <https://www.ntp.gov.sg/public/faqs/government-services/international-connectivity-certificate-of-non-manipulation>

¹⁹ <https://www.ntp.gov.sg/public/faqs/government-services/international-connectivity-certificate-of-non-manipulation>

²⁰ <https://sso.agc.gov.sg/Act/CA1960?ProvIds=P113-&ViewType=Advance&Any=road+traffic+act+bicycles&WiAl=1#pr103A->

Section 85 of the Customs Act ²¹ Section 90 of the Customs Act ²²	
7. 発給にあたっての通関の要否	発給にあたっては必要ない。
8. 発給にあたっての保税倉庫での管理の要否	税関の監督下におかれることが条件であるため、貨物が自由貿易地域 (FTZ)、認可倉庫またはゼロ GST 倉庫に保管されなければならない。
9. 保税倉庫のコスト	ライセンス発行時に年間ライセンス料が発生する。 これは金額、認可された施設に保管されている商品の平均在庫額に基づく。 SGD 100 万以下の場合: SGD 1,000 SGD 100 万超、SGD 500 万未満の場合: SGD2,500 SGD 500 万以下の場合 4,000 シンガポールドル 出典: Zero-GST Warehouse Scheme²³ Licensed Warehouse Scheme²⁴
10. 保税倉庫への入出庫にかかる手続き	通常の保税倉庫の使用方法と同じである。「非加工証明書」に関して、特別な手続きはない。
11. その他特記事項 (特有の事情、企業の実例等)	特になし

²¹ <https://sso.agc.gov.sg/Act/CA1960?ProvIds=P112-&ViewType=Advance&Phrase=bill&WiAl=1#pr85->

²² <https://sso.agc.gov.sg/Act/CA1960?ProvIds=pr90-&ViewType=Advance&Phrase=bill&WiAl=1#pr90->

²³ <https://www.customs.gov.sg/businesses/customs-schemes-licences-framework/zero-gst-warehouse-scheme/>

²⁴ <https://www.customs.gov.sg/businesses/customs-schemes-licences-framework/licensed-warehouse-scheme/>

中国

＜連続する原産地証明書＞

我が国と中国が締結している EPA のうち、以下の協定において連続する原産地証明書に係る規定がある：

- 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定

また、中国が我が国以外と締結している FTA のうち、以下の協定において連続する原産地証明書に係る規定がある：

- ASEAN・中国自由貿易協定

1. 国内法令上の扱い
RCEP 協定 RCEP 協定における「連続する原産地証明書」については、「中华人民共和国海关〈区域全面经济伙伴关系协定〉项下进出口货物原产地管理办法（海关总署第 255 号令）署令〔2021〕255 号²⁵」において規定されている。 ASEAN・中国自由貿易協定 ASEAN・中国における「連続する原産地証明書（以下「流動証明書」）」については、「海关总署公告 2011 年第 11 号(关于《中华人民共和国与东南亚国家联盟全面经济合作框架协议》项下流动证明签发事宜) 总署公告〔2011〕11 号²⁶」において規定されている。 なお、ASEAN・中国自由貿易協定における「連続する原産地証明書」は「流動証明書（Movement Certificate）」と言う。
2. 発行機関
RCEP 協定 直属税関、下級税関、中国国際貿易促進委員会およびその地方支部。 出典：中华人民共和国海关〈区域全面经济伙伴关系协定〉项下进出口货物原产地管理办法（海关总署第 255 号令）署令〔2021〕255 号²⁷ 中国・ASEAN 自由貿易協定 流動証明書の発給機関は税関当局または下級税関。 出典：海关总署公告 2011 年第 11 号(关于《中华人民共和国与东南亚国家联盟全面经济合作框架协议》项下流动证明签发事宜) 总署公告〔2011〕11 号²⁸ 《中国-东盟全面经济合作框架协议货物贸易协议》第二议定书 附录 A 经修订的中国-东盟自贸区原产规则签证操作程序²⁹
3. 申請・適用にあたっての条件
RCEP 協定 連続する原産地証明書の適用には、次の条件を満たさなければならない。 • 最初の原産地証明書の発行日または交付日、番号およびその他の関連情報を含むこと。 • 分割運送により輸出される貨物は、分割後の数量を明記しなければならず、分割後の貨物数量の合計値が最初の原産地証明書に記載された貨物の数量を超えないこと。

²⁵ <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/4020557/index.html>

²⁶ <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/357124/index.html>

²⁷ <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/4020557/index.html>

²⁸ <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/357124/index.html>

²⁹ http://fta.mofcom.gov.cn/dongmeng_phase2/annex/hwmyxieyi02-FR1_cn.pdf

出典: [中华人民共和国海关〈区域全面经济伙伴关系协定〉项下进出口货物原产地管理办法（海关总署第 255 号令）署令〔2021〕255 号](#)³⁰

中国・ASEAN 自由貿易協定

ASEAN 諸国を原産地とし、中国を経由して中国・ASEAN 自由貿易協定の他の締約国へ輸送される貨物は、以下の条件を満たす場合、税関に流動証明書の発行を申請することができる。

- 貨物は常に税関当局の監督の下にあり、積卸しや運搬以外の加工などがされていないこと。
- 入港を申告する荷受人は、出港を申告する荷送人は同一の者でなければならない。
- 出港を申告する荷送人は、中国税関に電子または書面による申告を行う。

出典: [海关总署公告 2011 年第 11 号\(关于《中华人民共和国与东南亚国家联盟全面经济合作框架协议》项下流动证明签发事宜\) 总署公告〔2011〕11 号](#)³¹

[《中国-东盟全面经济合作框架协议货物贸易协议》第二议定书 附录 A 经修订的中国-东盟自贸区原产规则签证操作程序](#)³²

4. 発給手続き

RCEP 協定

連続する原産地証明書の申請にあたり、貨物が入港する際に「優遇貿易協定原産地要素申告システム」を介して初期原産地証明電子データを登録していない場合、申請者または承認輸出業者は、補足登録する必要がある。

出典: [海关总署公告 2021 年第 106 号（关于《区域全面经济伙伴关系协定》实施相关事项的公告）](#)³³

中国・ASEAN 自由貿易協定

申請者は、中国・ASEAN 自由貿易協定の原産地規則の関連規定および流動証明書裏面の指示に従い、流動証明書申請書の各欄を真実、明確、完全かつ正確に記入する。なお、一頁目は中国語で、二頁目は英語で記入する必要がある、記入の規定に従って記入しない場合、税関は申請を受理しないことができる。

申請書を受理した日から五営業日以内に流動証明書を発行する。証明書の原本および第三部は申請者に引き渡し、第二部は税関が保存する。

出典: [海关总署公告 2011 年第 11 号\(关于《中华人民共和国与东南亚国家联盟全面经济合作框架协议》项下流动证明签发事宜\) 总署公告〔2011〕11 号](#)³⁴

5. 発給に際して必要な提出書類

RCEP 協定

連続する原産地証明書の申請者は、原産地証明書の原本を提出する必要がある。それ以外の必要な提出書類について、明確な規定はない。

出典: [中华人民共和国海关〈区域全面经济伙伴关系协定〉项下进出口货物原产地管理办法（海关总署第 255 号令）署令〔2021〕255 号](#)³⁵

中国・ASEAN 自由貿易協定

流動証明書の交付を申請する場合、荷送人は、輸出申告前に税関に次の書類を提出しなければならない。

- 真実かつ正確に記入されている中国・ASEAN 自由貿易地域流動証明申請書
- 原産国によって発行された有効な原産地証明書の原本（様式 E）
- 輸出貨物に係るインボイス、契約書、船荷証券などの証明書類
- 税関申告書、出入港（届出）リストなど、貨物が常に税関の監督の下にあることを直

³⁰ <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/4020557/index.html>

³¹ <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/357124/index.html>

³² http://fta.mofcom.gov.cn/dongmeng_phase2/annex/hwmyxieyi02-FR1_cn.pdf

³³ <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/4122288/index.html>

³⁴ <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/357124/index.html>

³⁵ <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/4020557/index.html>

接証明できる書類 • その他税関が必要と認める証明書類 出典: 海关总署公告 2011 年第 11 号(关于《中华人民共和国与东南亚国家联盟全面经济合作框架协议》项下流动证明签发事宜) 总署公告〔2011〕11 号³⁶
6. 申請および適用時の注意事項
RCEP 協定 • 連続する原産地証明書の有効期間は、最初の原産地証明書の有効期間と同じである。 出典: 中华人民共和国海关〈区域全面经济伙伴关系协定〉项下进出口货物原产地管理办法 (海关总署第 255 号令) 署令〔2021〕255 号³⁷ 中国・ASEAN 自由貿易協定 • 流動証明書の有効期間は、最初の原産地証明書の有効期間と同じである。 • 流動証明書には、最初の原産地証明書(様式 E)の発給機関、発行日、証明書番号を記載する必要がある。証明書の FOB 価格は、中国から出港される際の FOB 価格を記載する。 • 流動証明書の対象となる貨物の数量は、最初の原産地証明書(様式 E)の対象となる貨物の数量を超えてはならない。 • 税関は、中国に貨物を入港する荷受人および ASEAN 諸国の最初の荷送人に検認を通知し、通知を受領した日から 30 日以内に、原産地証明書(様式 E)と流動証明書の関連情報(最初の輸出者、最終輸出者、証明書番号、貨物の説明、原産国および出荷港など)を適宜提供するように要求することができる。 出典: 海关总署公告 2011 年第 11 号(关于《中华人民共和国与东南亚国家联盟全面经济合作框架协议》项下流动证明签发事宜) 总署公告〔2011〕11 号³⁸ 《中国-东盟全面经济合作框架协议货物贸易协议》第二议定书 附录 A 经修订的中国-东盟自贸区原产规则签证操作程序³⁹
7. 発給にあたっての通関の要否
入港申告すれば、輸入申告の必要はない。
8. 発給にあたっての保税倉庫での管理の要否
RCEP 協定 • RCEP 協定について、保税倉庫の管理に係る規定はない。中国・ASEAN 自由貿易協定のルールが援用されと考えられる。 中国・ASEAN 自由貿易協定 • 貨物は常に税関当局の監督の下にあり、積卸しや、再梱包、運搬などの物流に係る活動以外の加工などがされていないこと。 注: 中国では、輸入申告しない貨物について、入港申告して保税のまま保管できる。 出典: 海关总署公告 2011 年第 11 号(关于《中华人民共和国与东南亚国家联盟全面经济合作框架协议》项下流动证明签发事宜) 总署公告〔2011〕11 号⁴⁰ 《中国-东盟全面经济合作框架协议货物贸易协议》第二议定书 附录 A 经修订的中国-东盟自贸区原产规则签证操作程序⁴¹
9. 保税倉庫のコスト
中国の保税區では、ライセンス料や使用料はなく、中国の各総合保税區で保税倉庫を設立するには、土地使用権のリース、譲渡、割当が必要であり、その金額は市場要因によって決定される。

³⁶ <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/357124/index.html>

³⁷ <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/4020557/index.html>

³⁸ <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/357124/index.html>

³⁹ http://fta.mofcom.gov.cn/dongmeng_phase2/annex/hwmyxieyi02-FR1_cn.pdf

⁴⁰ <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/357124/index.html>

⁴¹ http://fta.mofcom.gov.cn/dongmeng_phase2/annex/hwmyxieyi02-FR1_cn.pdf

10. 保税倉庫への入出庫にかかる手続き
入港申告手続きと同じである。それ以上の特別な手続きはない。
11. 発給にあたっての非加工証明書の要否
不要
12. その他の非加工を証明する方法やフォーマットの実態
特になし
13. その他特記事項(特有の事情、企業の実例等)
特になし

<非加工証明書>

1. 国内法令上の扱い
「非加工証明」については、長江デルタ地域にある各税関当局がそれぞれ発行する通知4243444546(例えば、寧波の税関当局が発行する「 宁波海关关于开展<未再加工证明>签发试点工作的通知 」 ⁴⁷⁾ において規定されている。
2. 発行機関
非加工証明書は、長江デルタ地域にある上海、寧波、南京、杭州および合肥の税関当局または下級税関が申請受付を行う。税関以外が発行することはできない。 出典: 宁波海关关于开展<未再加工证明>签发试点工作的通知 ⁴⁸
3. 申請・適用にあたっての条件
非加工証明書の申請者は、輸出入する貨物の荷受人と荷送人でなければならない。貨物の輸出を申告する荷送人は、その貨物が税関特別監督区および保税監督所に入る申告する荷受人でなければならない。 非加工証明書の発行を申請する貨物は、以下の条件を満たすものとする。 • 非中国原産のもので、外国から税関特別監督区および保税監督所に搬入されてから、常に当該地域に保管され、税関の監督を受ける。 • 貨物の積戻し、分割運送、その他貨物を良好な状態に保存するために必要な作業以外の加工が行われていない。 • 貨物が入港してから一年以内に出港する。 出典: 宁波海关关于开展<未再加工证明>签发试点工作的通知 ⁴⁹
4. 発給手続き
出港申告前または出港申告時に、必要な書類を税関に提出して申請を行う。要件を満たしている場合、税関は申請受理日から5営業日以内に非加工証明書を発行し、要件を満たしていない場合、申請者に必要な追加資料を通知するものとする。発給を認めない場合、その理由を説明しなければならない。 出典: 宁波海关关于开展<未再加工证明>签发试点工作的通知 ⁵⁰
5. 発給に際して必要な提出書類
• 「非加工証明申請書」 • 原産地を証明する書類の写し • 貨物の出入港申告の記録および出入港の運送記録 • その他税関が必要と認める証明書類

⁴² http://www.customs.gov.cn/ningbo_customs/470752/2881004/2881032/yggg/4024030/index.html

⁴³ http://www.customs.gov.cn/nanjing_customs/589281/589283/589285/4018744/index.html

⁴⁴ http://www.customs.gov.cn/hangzhou_customs/575609/1708095/575610/4016067/index.html

⁴⁵ http://www.customs.gov.cn/hefei_customs/zfxgkzl59/3169584/3169617/3664418/4009294/index.html

⁴⁶ http://www.customs.gov.cn/shanghai_customs/423405/qtzhxx1/423461/423462/1065185/index.html

⁴⁷ http://www.customs.gov.cn/ningbo_customs/470752/2881004/2881032/yggg/4024030/index.html

⁴⁸ http://www.customs.gov.cn/ningbo_customs/470752/2881004/2881032/yggg/4024030/index.html

⁴⁹ http://www.customs.gov.cn/ningbo_customs/470752/2881004/2881032/yggg/4024030/index.html

⁵⁰ http://www.customs.gov.cn/ningbo_customs/470752/2881004/2881032/yggg/4024030/index.html

出典: 宁波海关关于开展<未再加工证明>签发试点工作的通知 ⁵¹	
6.	申請および適用時の注意事項
	- 非加工証明書は、一回の出港貨物に対して一件のみ申請可能。同一の原産地証明に基づく貨物を分割して出港する場合、分割後の貨物数量の合計値が最初の原産地証明書に記載された貨物の数量を超えない限り、必要に応じて複数の非加工証明書を申請することができる。 - 申請者は、非加工証明書の発行日から三年以内に、貨物が非加工証明書の発行条件を満たしていることを証明する書類および非加工証明書の写しを保存しなければならない。 - 申請者は、提出された関連資料の真偽について責任を負うものとする。輸入締約国の所轄官庁の要求に応じて、または事後監督の必要性に応じて、関連貨物に対して調査を行う。
出典: 宁波海关关于开展<未再加工证明>签发试点工作的通知 ⁵²	
7.	発給にあたっての通関の要否
	入港申告すれば、輸入申告の必要はない。
8.	発給にあたっての保税倉庫での管理の要否
	必要
出典: 宁波海关关于开展<未再加工证明>签发试点工作的通知 ⁵³	
9.	保税倉庫のコスト
	中国の保税區では、ライセンス料や使用料はなく、中国の各総合保税區で保税倉庫を設立するには、土地使用権のリース、譲渡、割当が必要であり、その金額は市場要因によって決定される。
10.	保税倉庫への入出庫にかかる手続き
	入港申告手続きと同じである。それ以上の特別な手続きはない。
11.	その他特記事項(特有の事情、企業の実例等)
	詳細は、税関によって若干異なる。

⁵¹ http://www.customs.gov.cn/ningbo_customs/470752/2881004/2881032/yggg/4024030/index.html

⁵² http://www.customs.gov.cn/ningbo_customs/470752/2881004/2881032/yggg/4024030/index.html

⁵³ http://www.customs.gov.cn/ningbo_customs/470752/2881004/2881032/yggg/4024030/index.html

香港

<連続する原産地証明書>

我が国と香港が締結している FTA・EPA はない。

なお、香港が我が国以外と締結している FTA のうち、以下の協定において連続する原産地証明書に係る規定がある：

- ASEAN・香港自由貿易協定

また香港においては、香港・ASEAN FTA 以外の協定についても、中国本土またはその他の国から香港に輸入され香港から再輸出される貨物について、原産国が当初のままであることを証明する、「再輸出証明書」がある。

1. 国内法令上の扱い	香港・ASEAN FTA 流動証明書 ASEAN FTA Movement Confirmation (MC) 香港・ASEAN FTA における「連続する原産地証明書」については、発行機関の一つである香港總商會の公式サイトにおける「《自由貿易協定》香港原產地來源證及東盟流動證明書」⁵⁴にて発給手続きなどについて言及している。なお、ASEAN・香港自由貿易協定における「連続する原産地証明書」は「流動証明書 (Movement Confirmation)」と言う。 再輸出証明書 Re-export (CR) 再輸出証明書については、発行機関の一つである香港總商會の公式サイトにおける「轉口產地來源證 (Re-export CO)」⁵⁵にて発給手続きなどについて言及している。
2. 発行機関	香港中華廠商聯合会、香港工業總會、香港總商會、香港インド商會および香港中華總商會の4つの機関が発行することができる。 出典：非政府簽發產地來源證保障條例 ⁵⁶
3. 申請・適用にあたっての条件	香港において、追加の加工がなされていないこと。
4. 発給手続き	通常、香港から貨物を輸出する二営業日前までに申請書を提出する必要がある。 有効な香港事業・商業登記証 (BR/BRC: Business Registration Certificate) を持つ企業であれば、だれでも申請することができる。 申請書の発行は有料であり、発給機関のいずれかのオフィスにて申請可能。ただし、提出書類、申請方法などは、発給機関によって若干異なる。 証明書の発行を希望する者は、発給機関が指定する方法及び様式により申請するものとする。 発給機関は、申請者に対し、貨物の製造、加工、生産または販売に関する記録または情報を当該機関が指定する様式で提出するよう要求することができる。

⁵⁴ https://cert.chamber.org.hk/tc/certificates_of_origin/fta.aspx

⁵⁵ https://cert.chamber.org.hk/tc/certificates_of_origin/re-export.aspx

⁵⁶ [https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap324!en-zh-Hant-HK@2022-12-](https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap324!en-zh-Hant-HK@2022-12-22T00:00:00?INDEX_CS=N&k.SER_KWD=%E8%BD%89%E5%8F%A3&k.WTXT=Y&k.PTYPE=C&k.SER_FLD=E&k.SER_MODE=P)

[22T00:00:00?INDEX_CS=N&k.SER_KWD=%E8%BD%89%E5%8F%A3&k.WTXT=Y&k.PTYPE=C&k.SER_FLD=E&k.SER_MODE=P](https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap324!en-zh-Hant-HK@2022-12-22T00:00:00?INDEX_CS=N&k.SER_KWD=%E8%BD%89%E5%8F%A3&k.WTXT=Y&k.PTYPE=C&k.SER_FLD=E&k.SER_MODE=P)

	出典: 香港總商會の公式サイトの「《自由貿易協定》香港原產地來源證及東盟流動證明書」⁵⁷ 香港總商會の公式サイトの「轉口產地來源證 (Re-export CO)」⁵⁸
5.	発給に際して必要な提出書類
	提出書類は、発給機関によって若干異なる。香港總商會の場合は以下のとおり: 再輸出証明書 Re-export (CR) - 押印・署名済みの申請書 - 原産国で発行された原産地証明書、または原産国で発行されたインボイスおよび輸送書類(輸入マニフェスト、船荷証券、航空貨物運送状など) - その他認定機関が必要と認める書類 香港・ASEAN FTA 流動証明書 - 押印・署名済みの申請書 - ASEAN 諸国で発行された原産地証明書(様式 AHK)の原本または承認済みの写し - 有効な香港事業・商業登記証の写し - 原産国で発行されたインボイス - 輸送書類(船荷証券、航空貨物運送状など) - その他認定機関が必要と認める書類 出典: 香港總商會の公式サイトの「《自由貿易協定》香港原產地來源證及東盟流動證明書」⁵⁹ 香港總商會の公式サイトの「轉口產地來源證 (Re-export CO)」⁶⁰
6.	申請および適用時の注意事項
	－ 発給機関は、理由を明示することなく、以下のことを行うことができる。 - 証明書の発行を拒否する。 - 適当と思われる証明書の発行または証明書を発行することができる貨物の種類または型式に関して条件を付す。 - 証明書を取り消す。 証明書を取り消した認定機関は、証明書またはその写しを所有または管理していると信じるに足る者に対し、書面または認定機関によるサービスを通じて、当該証明書の取り消しを通知するものとする。通知が書面で行われる場合は、直接配達または書留郵便で送達されるものとする。 証明書が取り消されたことを認定機関から通知された場合、保管している証明書または写しを直ちに該当認定機関に返却する。 権限のある職員は、証明書に含まれるまたは含まれる予定の貨物を製造、加工、生産または販売する者の施設に立ち入り、検査することができる。 出典: 非政府簽發產地來源證保障條例 ⁶¹
7.	発給にあたっての通関の要否
	不要
8.	発給にあたっての保税倉庫での管理の要否
	香港に保税倉庫はない。香港は自由貿易港(フリーポート)であるため、酒類、タバコ、炭化水素油およびメチルアルコールの四品目を除いて、関税、付加価値税および一般サービス税は課されない。

⁵⁷ https://cert.chamber.org.hk/tc/certificates_of_origin/fta.aspx

⁵⁸ https://cert.chamber.org.hk/tc/certificates_of_origin/re-export.aspx

⁵⁹ https://cert.chamber.org.hk/tc/certificates_of_origin/fta.aspx

⁶⁰ https://cert.chamber.org.hk/tc/certificates_of_origin/re-export.aspx

⁶¹ https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap324!en-zh-Hant-HK@2022-12-22T00:00:00?INDEX_CS=N&k.SER_KWD=%E8%BD%89%E5%8F%A3&k.WTXT=Y&k.PTYPE=C&k.SER_FLD=E&k.SER_MODE=P

22T00:00:00?INDEX_CS=N&k.SER_KWD=%E8%BD%89%E5%8F%A3&k.WTXT=Y&k.PTYPE=C&k.SER_FLD=E&k.SER_MODE=P

出典: 香港税関公式サイト ⁶²
9. 保税倉庫のコスト
同上
10. 保税倉庫への入出庫にかかる手続き
同上
11. 発給にあたっての非加工証明書の要否
不要
12. その他の非加工を証明する方法やフォーマットの実態
特になし
13. その他特記事項(特有の事情、企業の実例等)
特になし

<非加工証明書>

香港には、中国本土が締結した FTA および特惠貿易協定について、貨物が香港を経由する際、再加工されていないことを証明する「非加工証明書」を発行する、自由貿易協定積替え貨物円滑化スキーム(以下「FTA スキーム」という)がある。

1. 国内法令上の扱い
「自由貿易協定積替え貨物円滑化スキーム」Free Trade Agreement Transshipment Facilitation Scheme (FTA Scheme) FTA スキームは、香港税関の公式サイトにおける「 自由貿易協定中轉貨物便利計劃 (中轉易) 」 ⁶³ において規定されている。
2. 発行機関
香港税関 出典: 非政府簽發產地來源證保障條例 ⁶⁴
3. 申請・適用にあたっての条件
- 香港において、追加の加工がなされていないこと。 - FTA スキームの対象となっている、中国本土が締結している FTA の適用予定であること。 出典: 香港税関の公式サイト の「 自由貿易協定中轉貨物便利計劃 (中轉易) 」
4. 発給手続き
以下のいずれかの方法で行うことができる。 - 貨物の到着日の一日前までに、申請書および必要な添付書類を香港税関に提出する。申請書と添付書類は電子メールで提出することができる。 - 貨物の到着日の一日前までに、貿易単一窓口 (Trade Single Window; TSW) を通じて電子申請書を提出し、必要な補足書類を添えて香港税関に申請する。税関に手数料を支払った後、非加工証明書が申請者に発行される。 出典: 香港税関の公式サイト の「 自由貿易協定中轉貨物便利計劃 (中轉易) 」
5. 発給に際して必要な提出書類
- 当該貨物の出入港に関する通し船荷証券 - 当該貨物の原産地証明書 - 梱包明細(バルク貨物または香港で混載、バンニング、デバンニング、再梱包が必要

⁶² <https://www.customs.gov.hk/en/service-enforcement-information/trade-facilitation/dutiable-commodities/types-and-duty-rates/index.html>

⁶³ <https://www.customs.gov.hk/en/service-enforcement-information/trade-facilitation/fta/index.html>

⁶⁴ [https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap324!en-zh-Hant-HK@2022-12-](https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap324!en-zh-Hant-HK@2022-12-22T00:00:00?INDEX_CS=N&k.SER_KWD=%E8%BD%89%E5%8F%A3&k.WTXT=Y&k.PTYPE=C&k.SER_FLD=E&k.SER_MODE=P)

[22T00:00:00?INDEX_CS=N&k.SER_KWD=%E8%BD%89%E5%8F%A3&k.WTXT=Y&k.PTYPE=C&k.SER_FLD=E&k.SER_MODE=P](https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap324!en-zh-Hant-HK@2022-12-22T00:00:00?INDEX_CS=N&k.SER_KWD=%E8%BD%89%E5%8F%A3&k.WTXT=Y&k.PTYPE=C&k.SER_FLD=E&k.SER_MODE=P)

な貨物にのみ適用される) ・ 貨物所有者の委任状(該当する場合) ・ その他関連補足書類(該当する場合) 出典: 香港税関の公式サイトの「自由貿易協定中轉貨物便利計劃 (中轉易)」	
6.	申請および適用時の注意事項
認定機関は、理由を明示することなく、以下のことを行うことができる。 ・ 証明書の発行を拒否する。 ・ 適当と思われる証明書の発行または証明書を発行することができる貨物の種類または型式に関して条件を付す。 ・ 証明書を取消す。 権限のある職員は、証明書に含まれるまたは含まれる予定の貨物を製造、加工、生産または販売する者の施設に立ち入り、検査することができる。 出典: 非政府簽發產地來源證保障條例⁶⁵	
7.	発給にあたっての通関の要否
不要	
8.	発給にあたっての保税倉庫での管理の要否
香港に保税倉庫はない。香港は自由貿易港(フリーポート)であるため、酒類、タバコ、炭化水素油およびメチルアルコールの四品目を除いて、関税、付加価値税および一般サービス税は課されない。 出典: 香港税関公式サイト⁶⁶	
9.	保税倉庫のコスト
同上	
10.	保税倉庫への入出庫にかかる手続き
同上	
11.	その他特記事項(特有の事情、企業の実例等)
特になし	

⁶⁵ https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap324!en-zh-Hant-HK@2022-12-22T00:00:00?INDEX_CS=N&k.SER_KWD=%E8%BD%89%E5%8F%A3&k.WTXT=Y&k.PTYPE=C&k.SER_FLD=E&k.SER_MODE=P

⁶⁶ <https://www.customs.gov.hk/en/service-enforcement-information/trade-facilitation/dutiable-commodities/types-and-duty-rates/index.html>

韓国

＜連続する原産地証明書＞

我が国と韓国が締結している EPA のうち、以下の協定において連続する原産地証明書に係る規定がある：

- 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定

また、韓国が我が国以外と締結している FTA のうち、以下の協定において連続する原産地証明書に係る規定がある：

- ASEAN・韓国自由貿易協定

1. 国内法令上の扱い
連続する原産地証明書の発行と準備のためのガイダンス(「 연결 원산지증명 작성·발급 업무 집행 지침 」 ⁶⁷⁾)において規定されている。
2. 発行機関
韓国関税庁、および韓国商工会議所 出典： 韓国税関公式サイト の「 Guidelines on Issuance of Back-to-Back COO 」 ⁶⁸
3. 申請・適用にあたっての条件
「連続する原産地証明書」を使用して再輸出される前に、保税倉庫に保管されている間は、商品が韓国（経由国）で加工されていないことが求められる。ただし、次の行為は認められる。 • 再梱包または積み下ろし、再積み込み、保管、貨物の分離 • 輸入国の国内法、規制、手続き、行政上の決定および政策によって要求される、ラベル付けなどの物流活動 • 商品を良好な状態で保存するため、または商品を輸入国に輸送するために必要なその他プロセス 出典： 韓国税関公式サイト の「 Guidelines on Issuance of Back-to-Back COO 」 ⁶⁹
4. 発給手続き
第三者発給機関による発行の場合： • 証明書発行申請書とともに必要な添付書類を原産地証明書発行機関に提出しなければならない。 • 同機関は、当該商品が RCEP 協定の第 3.19 条(連続する原産地証明)の要件を満たしているか否かを審査する。 自己証明の場合： • 認定輸出者(企業別および商品別両方)自ら原産地証明書を作成し、原産地証明書発行機関に提出しなければならない。 出典： 韓国税関公式サイト の「 Guidelines on Issuance of Back-to-Back COO 」 ⁷⁰
5. 発給に際して必要な提出書類
第三者発給機関による発行の場合： • 最初の輸出国の発給機関によって発行された原産地証明書 • 輸出申告書、インボイス、取引契約書のコピー(貨物が保税地域にあり、且つ他の RCEP 締約国へ引き取られる場合には輸出申告書の代わりに返還申告書のコピーが求められる。)

⁶⁷ <https://www.customs.go.kr/kcs/na/ntt/selectNttlInfo.do?mi=2891&nttSn=10063423>

⁶⁸ <https://www.customs.go.kr/kcs/na/ntt/selectNttlInfo.do?mi=2891&nttSn=10063423>

⁶⁹ <https://www.customs.go.kr/kcs/na/ntt/selectNttlInfo.do?mi=2891&nttSn=10063423>

⁷⁰ <https://www.customs.go.kr/kcs/na/ntt/selectNttlInfo.do?mi=2891&nttSn=10063423>

	- 輸入品と再輸出品の間の同一性の証跡 ① 輸入品の輸入申告書のコピー ② 輸入品の船積書類のコピー - 該当商品の国内移動及び取引数量、重量等の証明 - RCEP 協定の原産地証明書(第一輸出国の輸出者・生産者が作成した当該物品の「BOM」と呼ばれる材料仕様書、製造工程表、送り状の写し等) 自己証明の場合: - 自己発行申請者は、上記(第三者発給機関による発行)に定める書類に基づいて Back-to-Back COO 申請書を作成し、原産地証明書発行機関に提出しなければならない。 出典: 韓国税関公式サイトの「Guidelines on Issuance of Back-to-Back COO」⁷¹
6.	申請および適用時の注意事項
	- 税関長は、当初の原産地証明に記載されている貨物と連続する原産地証明書に記載される貨物が同一か否かについて、関連書類にて貨物説明、仕様、数量、重量、HS コードなどの項目を確認・審査する権限を有する。また、税関長は、連続する原産地証明書を発給する際に貨物に対して実地検査を行うことができる。 - 税関職員は、過去に発給された連続する原産地証明書について、事後監査を行う権限を有する。 - 連続する原産地証明書に係る貨物の関係書類は3年間または5年間保管するものとする。 - 連続する原産地証明書は当初の原産地証明の発給日から1年以内に発給されるものとする。 出典: 韓国税関公式サイトの「Guidelines on Issuance of Back-to-Back COO」⁷²
7.	発給にあたっての通関の要否
	通常、輸入申告後に商品が積み替えられたとき、または再輸出されたときに連続する原産地証明書が発行されるが、保税倉庫に保管されている場合、輸入申告は特に必要ではない。 出典: 韓国税関公式サイトの「Guidelines on Issuance of Back-to-Back COO」⁷³
8.	発給にあたっての保税倉庫での管理の要否
	「連続する原産地証明書」発給にあたっては、必ずしも保税倉庫において管理する必要はない。 出典: 韓国税関公式サイトの「Guidelines on Issuance of Back-to-Back COO」⁷⁴
9.	保税倉庫のコスト
	認可保税地域の規模によって料金が異なり、支払いは四半期単位で行われる。 - 認可保税地域の総面積が 1,000 平方メートル未満の場合、四半期ごとに 72,000 ウォン - 認可保税地域の総面積が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満の場合、四半期ごとに 108,000 ウォン - 認可保税地域の総面積が 2,000 平方メートル以上 3,500 平方メートル未満の場合、四半期ごとに 144,000 ウォン - 認可保税地域の総面積が 3,500 平方メートル以上 7,000 平方メートル未満の場合、四半期ごとに 180,000 ウォン - 許可保税地域の総面積が 7,000 平方メートル以上 15,000 平方メートル未満の場合、四半期ごとに 225,000 ウォン - 許可保税地域の総面積が 15,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満の場合、四半期ごとに 291,000 ウォン - 認可保税地域の総面積が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の場合、四半期ごとに 360,000 ウォン

⁷¹ <https://www.customs.go.kr/kcs/na/ntt/selectNttInfo.do?mi=2891&nttSn=10063423>

⁷² <https://www.customs.go.kr/kcs/na/ntt/selectNttInfo.do?mi=2891&nttSn=10063423>

⁷³ <https://www.customs.go.kr/kcs/na/ntt/selectNttInfo.do?mi=2891&nttSn=10063423>

⁷⁴ <https://www.customs.go.kr/kcs/na/ntt/selectNttInfo.do?mi=2891&nttSn=10063423>

合、四半期ごとに 360,000 ウォン - 認可保税地域の総面積が 50,000 万平方メートル以上 100,000 平方メートル未満の場合、四半期ごとに 435,000 ウォン - 認可保税地域の総面積が 100,000 万平方メートル以上の場合、四半期ごとに 510,000 ウォン 出典: Article 68 of the Enforcement Regulation of the Customs Act⁷⁵
10. 保税倉庫への入出庫にかかる手続き
通常の保税倉庫の使用法と同じである。「連続する原産地証明書」に関して、特別な手続きはない。
11. 発給にあたっての非加工証明書の要否
不要。
12. その他の非加工を証明する方法やフォーマットの実態
特になし。
13. その他特記事項(特有の事情、企業の実例等)
特になし。

<非加工証明書>

1. 国内法令上の扱い
「非加工証明書」の発給については、「保税貨物管理に関する告示(보세화물관리에 관한 고시 ⁷⁶)」において規定されている。
2. 発行機関
韓国税関庁
出典: 保税貨物管理に関する告示(보세화물관리에 관한 고시) ⁷⁷
3. 申請・適用にあたっての条件
保税地域(自由貿易地域を含む)に仮置きされた保税貨物を、荷降し、再積み込み、輸送に必要な作業または貨物を良好な状態に保つために必要な処理以外の加工がされていないまま国外に持ち出される。
出典: 保税貨物管理に関する告示(보세화물관리에 관한 고시) ⁷⁸
4. 発給手続き
電子通関システム UNIPASS を通じたオンライン申請。
出典: 韓国税関公式サイト ⁷⁹
5. 発給に際して必要な提出書類
下記情報が確認できる書類: - 蔵置場所 - 貨物管理番号 - 船荷証券または航空貨物運送状 - 入国日 - 商品説明、総重量、数量 出典: 韓国税関公式サイト⁸⁰
6. 申請および適用時の注意事項
誰でも非加工証明書を申請することは可能であるが、経由国のフォワーダーや物流

⁷⁵

<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9%EA%B4%80%EC%84%B8%EB%B2%95%EC%8B%9C%ED%96%89%EA%B7%9C%EC%B9%99>

⁷⁶ <https://www.law.go.kr/LSW//admRulInfoP.do?admRulSeq=2100000197063&chrClsCd=010201#AJAX>

⁷⁷ <https://www.law.go.kr/LSW/admRulInfoP.do?admRulSeq=2100000197063&chrClsCd=010201#AJAX>

⁷⁸ <https://www.law.go.kr/LSW/admRulInfoP.do?admRulSeq=2100000197063&chrClsCd=010201#AJAX>

⁷⁹ <https://www.customs.go.kr/english/cm/cntnts/cntntsView.do?mi=11765&cntntsId=6120>

⁸⁰ <https://www.customs.go.kr/english/cm/cntnts/cntntsView.do?mi=11765&cntntsId=6120>

	会社が最終目的地の貨物の荷受人からの要請を受けて非加工証明書の発給を依頼するのが一般的である。 - 非加工証明書の有効期限はないものの、貨物の保管期間は原則として最長1年であるため、正当事由がない限り、1年以内発送する必要がある。 - 税関長は、事実を確認するために必要と認めるときは、貨物を検査し、または追加書類の提出を求めることができる。 - 税関職員は、過去に発給された非加工証明書について、事後監査を行う権限を有する。 - 非加工証明書に係る貨物の関係書類は5年間保管するものとする。 出典: Customs Act (Republic of Korea)⁸¹ 保税貨物管理に関する告示(보세화물관리에 관한 고시)⁸² Article 177 of the Customs Act (Storage Period)⁸³ Article 10 of the Enforcement Decree of the FTA Special Act⁸⁴
7.	発給にあたっての通関の要否 特に必要ではない。
8.	発給にあたっての保税倉庫での管理の要否 - 税関の監督下におかれることが条件であるため、貨物が自由貿易地域(FTZ)または保税倉庫に保管されなければならない。 - 企業の在庫管理システムにより、申請対象貨物を数量単位で管理し、各商品の履歴を使用消費報告書、貨物管理番号、輸入・輸出船荷証券または航空貨物運送状で追跡する必要がある。また、無加工であることを税関長に証明する必要がある。 - 一時保管確認書の申請者及び発行者は、AEO 認定事業者又は法定履行認定事業者でなければならない。 出典: 韓国税関公式サイト⁸⁵ 保税貨物管理に関する告示(보세화물관리에 관한 고시)⁸⁶
9.	保税倉庫のコスト 認可保税地域の規模によって料金が異なり、支払いは四半期単位で行われる。 - 認可保税地域の総面積が 1,000 平方メートル未満の場合、四半期ごとに 72,000 ウォン - 認可保税地域の総面積が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満の場合、四半期ごとに 108,000 ウォン - 認可保税地域の総面積が 2,000 平方メートル以上 3,500 平方メートル未満の場合、四半期ごとに 144,000 ウォン - 認可保税地域の総面積が 3,500 平方メートル以上 7,000 平方メートル未満の場合、四半期ごとに 180,000 ウォン - 許可保税地域の総面積が 7,000 平方メートル以上 15,000 平方メートル未満の場合、四半期ごとに 225,000 ウォン - 許可保税地域の総面積が 15,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満の場合、四半期ごとに 291,000 ウォン - 認可保税地域の総面積が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の場合、四半期ごとに 360,000 ウォン - 認可保税地域の総面積が 50,000 平方メートル以上 100,000 平方メートル未満の場合、四半期ごとに 435,000 ウォン - 認可保税地域の総面積が 100,000 平方メートル以上の場合、四半期ごとに 510,000 ウォン

⁸¹ <https://faolex.fao.org/docs/pdf/kor205678.pdf>

⁸² <https://www.law.go.kr/LSW/admRulInfoP.do?admRulSeq=2100000197063&chrClsCd=010201#AJAX>

⁸³ https://elaw.klri.re.kr/kor_service/lawView.do?hseq=59930&lang=ENG

⁸⁴ https://elaw.klri.re.kr/kor_service/lawView.do?hseq=59924&lang=ENG

⁸⁵ <https://www.customs.go.kr/english/cm/cntnts/cntntsView.do?mi=11765&cntntsId=6120>

⁸⁶ <https://www.law.go.kr/LSW/admRulInfoP.do?admRulSeq=2100000197063&chrClsCd=010201#AJAX>

出典: Article 68 of the Enforcement Regulation of the Customs Act ⁸⁷	
10. 保税倉庫への入出庫にかかる手続き	
	通常の保税倉庫の使用方法と同じである。「非加工証明書」に関して、特別な手続きはない。
11. その他特記事項(特有の事情、企業の実例等)	
	特になし

⁸⁷

<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EA%B4%80%EC%84%B8%EB%B2%95%EC%8B%9C%ED%96%89%EA%B7%9C%EC%B9%99>

ドイツ

＜連続する原産地証明書＞

我が国と欧州(ドイツ含む)が締結している EPA のうち、協定において連続する原産地証明書に係る規定があるものはない。

また、欧州(ドイツ含む)が我が国以外と締結している FTA においても、連続する原産地証明書に係る規定があるものはない。

ただし EU では、第三国から輸入した後 EU 域内で税関の監督下に置かれた輸入通関前の貨物を、さらに域内で分割して通関申告する際に原産地証明を行う場合、第三国から直接輸入した貨物に添付する当初の原産地証明(initial proof of origin)に代わり、代替原産地証明(Replacement Proofs of Origin)を作成する必要がある。

1. 国内法令上の扱い
代替原産地証明(Replacement Proofs of Origin)については、「 COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2015/2447 of 24 November 2015 」 ⁸⁸ の Article 69 において規定されている。 また、詳細な手続きや要件については、「 APPLICATION IN THE EUROPEAN UNION OF THE PROVISIONS CONCERNING REPLACEMENT PROOFS OF ORIGIN AND A.TR. MOVEMENT CERTIFICATES EUROPEAN UNION GUIDELINES 」 ⁸⁹ において規定されている。ただし、このガイドラインは、法的拘束力を有するものではない。 • ドイツ税関の公式サイト⁹⁰には代替原産地証明の定義および発給手続きを規定している。
2. 発行機関
• 認定輸出業者(登録輸出業者を含む) • 再輸送業者(少額の取引に限る) • ドイツ税関 出典: COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2015/2447 of 24 November 2015 ⁹¹ APPLICATION IN THE EUROPEAN UNION OF THE PROVISIONS CONCERNING REPLACEMENT PROOFS OF ORIGIN AND A.TR. MOVEMENT CERTIFICATES EUROPEAN UNION GUIDELINES ⁹² ドイツ税関の公式サイト ⁹³
3. 申請・適用にあたっての条件
• 輸出国で発給または作成された原産地証明がすでに存在する。 • 貨物が税関の監督下にある。 • 輸入通関前である。 • 分割輸出の輸出先は EU 域内に限られている。

⁸⁸ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32015R2447&from=fr>

⁸⁹ https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2016-09/movement_certificates_en.pdf

⁹⁰ https://www.zoll.de/DE/Fachthemen/Warenursprung-Praeferenzen/Praeferenzen/Praeferenznachweise/Ausstellung-Ausfertigung-von-Ersatz-Praeferenznachweisen/ausstellung-ausfertigung-von-ersatz-praeferenznachweisen_node.html

⁹¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32015R2447&from=fr>

⁹² https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2016-09/movement_certificates_en.pdf

⁹³ https://www.zoll.de/DE/Fachthemen/Warenursprung-Praeferenzen/Praeferenzen/Praeferenznachweise/Ausstellung-Ausfertigung-von-Ersatz-Praeferenznachweisen/ausstellung-ausfertigung-von-ersatz-praeferenznachweisen_node.html

出典:COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2015/2447 of 24 November 2015⁹⁴ APPLICATION IN THE EUROPEAN UNION OF THE PROVISIONS CONCERNING REPLACEMENT PROOFS OF ORIGIN AND A.TR. MOVEMENT CERTIFICATES EUROPEAN UNION GUIDELINES⁹⁵ ドイツ税関の公式サイト⁹⁶	
4. 発給手続き	税関に対して正式な原産地証明の発給を申請する際に、紙で行われることが一般的である。
5. 発給に際して必要な提出書類	当初の原産地証明書およびその添付書類 出典:COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2015/2447 of 24 November 2015⁹⁷ – APPLICATION IN THE EUROPEAN UNION OF THE PROVISIONS CONCERNING REPLACEMENT PROOFS OF ORIGIN AND A.TR. MOVEMENT CERTIFICATES EUROPEAN UNION GUIDELINES⁹⁸
6. 申請および適用時の注意事項	• 代替原産地証明は、発行後 12 ヶ月間有効である • 税関当局は、税関の監督下に置かれた代替原産地証明の再発行が必要な貨物を検査する権利を有する。 • 税関当局は、過去に発給された代替原産地証明について、事後調査を行う権限を有する。 出典:COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2015/2447 of 24 November 2015⁹⁹ REGULATION (EU) No 952/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 9 October 2013¹⁰⁰
7. 発給にあたっての通関の要否	不要。輸入申告前が条件であるために、通関してはならない。 出典:ドイツ税関の公式サイト¹⁰¹
8. 発給にあたっての保税倉庫での管理の要否	代替原産地証明の再発行が可能な商品は、EU 域内で自由に流通することができないため、税関の監督下に置かなければならない。 出典:ドイツ税関の公式サイト¹⁰²
9. 保税倉庫のコスト	手数料はないが、保税倉庫の規模や保管品に応じた担保を提供することが求められている。
10. 保税倉庫への入出庫にかかる手続き	通常の保税倉庫の使用方法と同じである。「代替原産地証明」に関して、特別な手続きはない。

⁹⁴ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32015R2447&from=fr>

⁹⁵ https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2016-09/movement_certificates_en.pdf

⁹⁶ <https://www.zoll.de/DE/Fachthemen/Warenursprung->

[Praeferenzen/Praeferenzen/Praeferenznachweise/Ausstellung-Ausfertigung-von-Ersatz-Praeferenznachweisen/ausstellung-ausfertigung-von-ersatz-praeferenznachweisen_node.html](#)

⁹⁷ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32015R2447&from=fr>

⁹⁸ https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2016-09/movement_certificates_en.pdf

⁹⁹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02015R2447-20221220&from=EN>

¹⁰⁰ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02013R0952-20221212&from=EN>

¹⁰¹ <https://www.zoll.de/DE/Fachthemen/Warenursprung->

[Praeferenzen/Praeferenzen/Praeferenznachweise/Ausstellung-Ausfertigung-von-Ersatz-Praeferenznachweisen/ausstellung-ausfertigung-von-ersatz-praeferenznachweisen_node.html](#)

¹⁰² <https://www.zoll.de/DE/Fachthemen/Warenursprung->

[Praeferenzen/Praeferenzen/Praeferenznachweise/Ausstellung-Ausfertigung-von-Ersatz-Praeferenznachweisen/ausstellung-ausfertigung-von-ersatz-praeferenznachweisen_node.html](#)

11. その他特記事項(特有の事情、企業の実例等)
- EU 関税法施行規則 (ICCIP) に基づき、関連する自由貿易協定自体に代替原産地証明に関する規定がない場合でも、原産地証明の代替証明を発行または作成することが可能である。例えば、EU と日本、韓国、カナダ、英国との協定には、原産地証明の代替に関する個別の規定がない。 - 当初の原産地証明の形式や、その他の状況に応じて、インボイス申告文の形式で作成することが認められている場合がある。 - 実務上、代替原産地証明を用いることはドイツでは非常に稀である。 出典: ドイツ税関の公式サイト ¹⁰³

<非加工証明書>

1. 国内法令上の扱い
「非加工証明」については、「Commission Delegated Regulation (EU) 2015/2446 of 28 July 2015 supplementing Regulation (EU) No 952/2013 of the European Parliament and of the Council as regards detailed rules concerning certain provisions of the Union Customs Code」¹⁰⁴の Article 43 において規定されている。 また、ドイツ税関の公式サイト ¹⁰⁵には非加工証明書の定義および発給手続きを規定している。
2. 発行機関
ドイツ税関 出典: ドイツ税関の公式サイト ¹⁰⁶
3. 申請・適用にあたっての条件
- 輸入申告の前に、貨物を良好な状態に保存するための作業、または、マーク、ラベル、荷札もしくは輸入国の国内法要件を満たすための他の書類の追加や貼付け以外の、いかなる変更を加えないこと。 - 貨物の蔵置、積卸しおよび分割は、輸出者などの責任の下、税関の監督下で行われること。 出典: Commission Delegated Regulation (EU) 2015/2446 of 28 July 2015 supplementing Regulation (EU) No 952/2013 of the European Parliament and of the Council as regards detailed rules concerning certain provisions of the Union Customs Code ¹⁰⁷ ドイツ税関の公式サイト ¹⁰⁸
4. 発給手続き
紙による申請
5. 発給に際して必要な提出書類
非加工証明書には、以下情報を記載する - 貨物に関する説明 - 該当する場合、貨物の荷降ろしおよび再荷降ろしの日付ならびに使用された輸送手段の詳細(例: 船名または車両登録番号)

¹⁰³ https://www.zoll.de/DE/Fachthemen/Warenursprung-Praeferenzen/Praeferenzen/Praeferenznachweise/Ausstellung-Ausfertigung-von-Ersatz-Praeferenznachweisen/ausstellung-ausfertigung-von-ersatz-praeferenznachweisen_node.html

¹⁰⁴ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02015R2446-20210315&from=EN>

¹⁰⁵ https://www.zoll.de/SharedDocs/Boxen/DE/Fragen/0054_unmittelbare_befoerderung_nichtmanipulation.html?faqCalledDoc=218626&faqCalledDoc=218626

¹⁰⁶ https://www.zoll.de/SharedDocs/Boxen/DE/Fragen/0054_unmittelbare_befoerderung_nichtmanipulation.html?faqCalledDoc=218626&faqCalledDoc=218626

¹⁰⁷ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02015R2446-20210315&from=EN>

¹⁰⁸ https://www.zoll.de/SharedDocs/Boxen/DE/Fragen/0054_unmittelbare_befoerderung_nichtmanipulation.html?faqCalledDoc=218626&faqCalledDoc=218626

- 税関監督の種類 - 貨物に施された(保存)処理の内容 - 発給税関当局の名称と捺印 出典: ドイツ税関の公式サイト ¹⁰⁹
6. 申請および適用時の注意事項 - 税関当局は、税関の監督下に置かれた代替原産地証明の再発行が必要な貨物を検査する権利を有する。その場合、船荷証券などの輸送書類や貨物を特定できる番号などの根拠資料の提出を求めることができる。 - 税関当局は、過去に発給された代替原産地証明について、事後調査を行う権限を有する。 出典: Commission Delegated Regulation (EU) 2015/2446 of 28 July 2015 supplementing Regulation (EU) No 952/2013 of the European Parliament and of the Council as regards detailed rules concerning certain provisions of the Union Customs Code ¹¹⁰ ドイツ税関の公式サイト ¹¹¹ REGULATION (EU) No 952/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 9 October 2013 ¹¹²
7. 発給にあたっての通関の要否
輸入申告前が条件であるために、通関してはならない。
8. 発給にあたっての保税倉庫での管理の要否
貨物は税関の監督下に置かれるものとする。 出典: Commission Delegated Regulation (EU) 2015/2446 of 28 July 2015 supplementing Regulation (EU) No 952/2013 of the European Parliament and of the Council as regards detailed rules concerning certain provisions of the Union Customs Code ¹¹³ ドイツ税関の公式サイト ¹¹⁴
9. 保税倉庫のコスト
手数料はないが、保税倉庫の規模や保管品に応じた担保を提供することが求められている。
10. 保税倉庫への入出庫にかかる手続き
通常の保税倉庫の使用方法と同じである。「非加工証明書」に関して、特別な手続きはない。
11. その他特記事項(特有の事情、企業の実例等)
実務上、ドイツにおいて非加工証明書を発行することは稀である。

¹⁰⁹

https://www.zoll.de/SharedDocs/Boxen/DE/Fragen/0054_unmittelbare_befoerderung_nichtmanipulation.html?faqCalledDoc=218626&faqCalledDoc=218626

¹¹⁰ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02015R2446-20210315&from=EN>

¹¹¹

https://www.zoll.de/SharedDocs/Boxen/DE/Fragen/0054_unmittelbare_befoerderung_nichtmanipulation.html?faqCalledDoc=218626&faqCalledDoc=218626

¹¹² <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02013R0952-20221212&from=EN>

¹¹³ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02015R2446-20210315&from=EN>

¹¹⁴

https://www.zoll.de/SharedDocs/Boxen/DE/Fragen/0054_unmittelbare_befoerderung_nichtmanipulation.html?faqCalledDoc=218626&faqCalledDoc=218626

ベルギー

<連続する原産地証明書>

我が国と欧州(ベルギー含む)が締結している EPA のうち、協定において連続する原産地証明書に係る規定があるものはない。

また、欧州(ベルギー含む)が我が国以外と締結している FTA においても、連続する原産地証明書に係る規定があるものはない。

ただし EU では、第三国から輸入した後 EU 域内で税関の監督下に置かれた輸入通関前の貨物を、さらに域内で分割して通関申告する際に原産地証明を行う場合、第三国から直接輸入した貨物に添付する当初の原産地証明(initial proof of origin)に代わり、代替原産地証明(Replacement Proofs of Origin)を作成する必要がある。

1. 国内法令上の扱い
代替原産地証明(Replacement Proofs of Origin)については、「 COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2015/2447 of 24 November 2015 」 ¹¹⁵ の Article 69 において規定されている。 また、詳細な手続きや要件については、「APPLICATION IN THE EUROPEAN UNION OF THE PROVISIONS CONCERNING REPLACEMENT PROOFS OF ORIGIN AND A.T.R. MOVEMENT CERTIFICATES EUROPEAN UNION GUIDELINES」¹¹⁶において規定されている。ただし、このガイドラインは、法的拘束力を有するものではない。
2. 発行機関
- 認定輸出業者(登録輸出業者を含む) - 再輸送業者(少額取引に限る) - ベルギー税関 出典: COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2015/2447 of 24 November 2015 ¹¹⁷ APPLICATION IN THE EUROPEAN UNION OF THE PROVISIONS CONCERNING REPLACEMENT PROOFS OF ORIGIN AND A.T.R. MOVEMENT CERTIFICATES EUROPEAN UNION GUIDELINES 」 ¹¹⁸
3. 申請・適用にあたっての条件
- 輸出国で発給または作成された原産地証明がすでに存在する。 - 貨物が税関の監督下にある。 - 輸入通関前である。 - 分割輸出の輸出先は EU 域内に限られている。 出典: COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2015/2447 of 24 November 2015 ¹¹⁹ APPLICATION IN THE EUROPEAN UNION OF THE PROVISIONS CONCERNING REPLACEMENT PROOFS OF ORIGIN AND A.T.R. MOVEMENT CERTIFICATES EUROPEAN UNION GUIDELINES 」 ¹²⁰
4. 発給手続き
税関に対して正式な原産地証明の発給を申請する際に、紙で行われることが一般的である。

¹¹⁵ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32015R2447&from=fr>

¹¹⁶ https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2016-09/movement_certificates_en.pdf

¹¹⁷ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32015R2447&from=fr>

¹¹⁸ https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2016-09/movement_certificates_en.pdf

¹¹⁹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32015R2447&from=fr>

¹²⁰ https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2016-09/movement_certificates_en.pdf

5.	発給に際して必要な提出書類
	当初の原産地証明書およびその添付書類 出典：COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2015/2447 of 24 November 2015¹²¹ – APPLICATION IN THE EUROPEAN UNION OF THE PROVISIONS CONCERNING REPLACEMENT PROOFS OF ORIGIN AND A.T.R. MOVEMENT CERTIFICATES EUROPEAN UNION GUIDELINES」¹²²
6.	申請および適用時の注意事項
	• 当初の原産地証明書の有効期間と同じである。 • 税関当局は、税関の監督下に置かれた代替原産地証明の再発行が必要な貨物を検査する権利を有する。 • 税関当局は、過去3年間分の関連書類について、事後調査を行う権限を有する。 出典：COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2015/2447 of 24 November 2015¹²³ REGULATION (EU) No 952/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 9 October 2013¹²⁴
7.	発給にあたっての通関の要否
	不要。輸入申告前が条件であるために、通関してはならない。
8.	発給にあたっての保税倉庫での管理の要否
	代替原産地証明の再発行が可能な商品は、EU 域内で自由に流通することができないため、税関の監督下に置かなければならない。
9.	保税倉庫のコスト
	手数料はないが、保税倉庫の規模や保管品に応じた担保を提供することが求められている。
10.	保税倉庫への入出庫にかかる手続き
	通常の保税倉庫の使用方法と同じである。「代替原産地証明」に関して、特別な手続きはない。
11.	その他特記事項(特有の事情、企業の実例等)
	• 当初の原産地証明の形式や、その他の状況に応じて、インボイス申告文の形式で作成することが認められている場合がある。 • 常に税関の監督下に置かれていることが明確ではない場合、代替原産地証明を申請する際に、非加工証明書の提出が求められることがある。 • 実務上、代替原産地証明を用いることはベルギーでは非常に稀である。

<非加工証明書>

1.	国内法令上の扱い
	「非加工証明」については、「 Commission Delegated Regulation (EU) 2015/2446 of 28 July 2015 supplementing Regulation (EU) No 952/2013 of the European Parliament and of the Council as regards detailed rules concerning certain provisions of the Union Customs Code 」 ¹²⁵ の Article 43 において規定されている。
2.	発行機関
	– ベルギー税関
3.	申請・適用にあたっての条件
	• 輸入申告の前に、貨物を良好な状態に保存するための作業、または、マーク、ラベ

¹²¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32015R2447&from=fr>

¹²² https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2016-09/movement_certificates_en.pdf

¹²³ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02015R2447-20221220&from=EN>

¹²⁴ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02013R0952-20221212&from=EN>

¹²⁵ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02015R2446-20210315&from=EN>

	ル、荷札もしくは輸入国の国内法要件を満たすための他の書類の追加や貼付け以外の、いかなる変更を加えないこと。 貨物の蔵置、積卸しおよび分割は、輸出者などの責任の下、税関の監督下で行われること。 出典: Commission Delegated Regulation (EU) 2015/2446 of 28 July 2015 supplementing Regulation (EU) No 952/2013 of the European Parliament and of the Council as regards detailed rules concerning certain provisions of the Union Customs Code¹²⁶
4.	発給手続き
	紙による申請。なお、実務上は、EUにおける経済事業者(Economic Operator)がドラフトを作成し、ベルギー税関が内容を確認の上押捺する。
5.	発給に際して必要な提出書類
	非加工証明書には、以下情報を記載する - 貨物に関する説明 - 該当する場合、貨物の荷降ろしおよび再荷降ろしの日付ならびに使用された輸送手段の詳細(例: 船名または車両登録番号) - 税関監督の種類 - 貨物に施された(保存)処理の内容 - 発給税関当局の名称と捺印
6.	申請および適用時の注意事項
	- 税関当局は、税関の監督下に置かれた代替原産地証明の再発行が必要な貨物を検査する権利を有する。その場合、船荷証券などの輸送書類や貨物を特定できる番号などの根拠資料の提出を求めることができる。 - 税関当局は、過去3年間分の関連書類について、事後調査を行う権限を有する。 - 非加工証明書に係る貨物の関係書類は最低3年間保管するものとする。 出典: Commission Delegated Regulation (EU) 2015/2446 of 28 July 2015 supplementing Regulation (EU) No 952/2013 of the European Parliament and of the Council as regards detailed rules concerning certain provisions of the Union Customs Code¹²⁷ REGULATION (EU) No 952/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 9 October 2013¹²⁸
7.	発給にあたっての通関の要否
	輸入申告前が条件であるために、通関してはならない。
8.	発給にあたっての保税倉庫での管理の要否
	貨物は税関の監督下に置かれるものとする。 出典: Commission Delegated Regulation (EU) 2015/2446 of 28 July 2015 supplementing Regulation (EU) No 952/2013 of the European Parliament and of the Council as regards detailed rules concerning certain provisions of the Union Customs Code¹²⁹
9.	保税倉庫のコスト
	手数料はないが、保税倉庫の規模や保管品に応じた担保を提供することが求められている。
10.	保税倉庫への入出庫にかかる手続き
	通常の保税倉庫の使用方法と同じである。「非加工証明書」に関して、特別な手続きはない。
11.	その他特記事項(特有の事情、企業の実例等)
	特になし

¹²⁶ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02015R2446-20210315&from=EN>

¹²⁷ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02015R2446-20210315&from=EN>

¹²⁸ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02013R0952-20221212&from=EN>

¹²⁹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02015R2446-20210315&from=EN>

まとめ

「連続する原産地証明書」は主に、ASEAN 域内および ASEAN と第三国との FTA における制度であり、今回の調査対象国のうちベルギーやドイツでは馴染みのないものであった。その他、今回の調査対象国であるシンガポール、中国、韓国、香港はいずれも ASEAN 加盟国であるか ASEAN と FTA を締結しており、自国において「連続する原産地証明書」を発行している。

また、香港や EU においては、「連続する原産地証明書」のように、当初の原産地証明書を別の原産地証明書に差し替える制度、または当初の原産地証明書とは別の新たな原産地証明書を作成する制度を、自国または自らの地域内で設けていた。

ただし EU の「代替原産地証明」については、今回の調査対象国のベルギーとドイツのいずれにおいても、実務上用いられることは稀であると回答している。これは実務上、ある EU 加盟国に到着した貨物を保税のまま保管し、分割して別の EU 加盟国へ輸送するケースが限定的であるからと想定される。EU 加盟国へ向けて輸送する場合は、ある一つの EU 加盟国で輸入通関した後、他の EU 加盟国へ輸送することが一般的であると考えられる。

香港で言えば、「再輸出証明書」は原産地証明書との扱いであるが、香港や中国が加盟していない FTA を適用する場合においても発行されることから、実質的に「非加工証明書」と同じような位置づけであると考えられる。

また今回の調査対象国では、全ての国において非加工証明書を発行していた。ただし香港における非加工証明書である「FTA スキーム」は、あくまで中国本土が締結している FTA においてのみ活用することができるものである。実務上中国本土と諸外国の物流の経由地となることが多い香港において、貨物が香港を経由したとしても中国が締結している FTA の有効性を示すものであり、他の FTA については活用することができない。上述のとおり、他の FTA については「再輸出証明書」が実質「非加工証明書」の役割を担っている。

2. 特恵関税の遡及適用、納付関税の還付制度

第一種特定原産地証明書の発給申請は原則船積み前までに行うこととなっており、同証明書（第三者発給制度を採用する協定の場合）ないし原産品申告書（自己証明制度を採用する協定の場合）を輸入時に提出することで、EPA 税率での通関が可能となる。しかしながら、貨物を緊急に輸出しなければならない、原産証明に時間を要し貨物の輸出までに原産判定依頼や原産品申告書を作成が間に合わない場合などもあることから、第一種特定原産地証明書については船積み後も一定期間事後的に発給手続きができるようになっている。¹³⁰

一方で現実に輸入国側で事後的に発給した第一種特定原産地証明書や事後的に作成した原産品申告書で特恵関税を遡及的に適用し、納付関税の還付を受けられるかは、国内法令で定められており、その条件や運用にあたっては不透明な点が多い。

本調査ではインド、マレーシア、中国、ドイツ、ベルギー、英国において特恵関税の遡及適用及び納付関税の還付制度が国内法令上どのように定められており、どのように運用されているのかについて調査を行った。

¹³⁰ 日本商工会議所「第一種特定原産地証明書発給申請マニュアルー事前準備編ー」p.102-103（2023 年 1 月）

インド

1. 国内法令上の扱い	インドにおいては、当初申告の際に仮評価("Provisional Assessment")を行うことで、輸入通関後に遡及発給された原産地証明書をを用いて FTA を遡及的に適用することができる。この仮評価については、インド関税法 1962(Customs Act 1962¹³¹)の第 18 条に規定されている。 また、仮評価のより詳細な規定については、Customs (Provisional Duty Assessment) Regulations, 2011¹³²や、Customs (Finalisation of Provisional Assessment) Regulations, 2018¹³³においても規程されている。
2. 特恵関税の遡及適用のために、当初通関時に必要とされる手続き	特恵関税の遡及適用のため、当初通関時には輸入申告書を仮評価("Provisional Assessment")の状態で申告する必要がある。
3. 当初通関時に、関税の納付・担保提供の要否	仮評価の段階では、想定される納付額程度の担保の提供が必要となる。 出典:Customs (Provisional Duty Assessment) Regulations, 2011¹³⁴
4. 特恵関税の遡及適用・納付関税の還付の申請に必要な提出書類	FTA を遡及適用し、関税の還付をしてもらう際に必要な資料。 • “ISSUED RETROSPECTIVELY”と記載された原産地証明書; • 当初の仮申告した輸入申告書; • 還付を要求するため、最終化した仮申告書 • 原産地基準を充足しているか否かを確認するために、当局より要求されたその他の資料(例えば Form I 等)
5. 特恵関税の遡及適用、納付関税の還付の申請可能期間	仮評価の状態で申告したものについては、最長で 6 か月以内に最終化("Finalize")することが求められている。従って、その期間内に特恵原産地証明書を取得し、最終化を行う必要がある。 なお、仮評価の際に未取得であった書類は原則 1 か月以内に提出する必要があるが、必要に応じて当局は 3 か月ずつ、最長 6 か月まで延長することができる。 出典:Customs (Finalisation of Provisional Assessment) Regulations, 2018¹³⁵
6. 特恵関税の遡及適用、納付関税の還付の申請から承認までかかる時間	当局は、輸入者から最終化の申請を受けてから、原則 2 か月以内に最終化の処理を完了する必要がある(ただし、追加の書類や情報が必要な場合はこの限りではない)。最終化の処理の完了にあたって、当初提供していた担保は解除される。 出典:Customs (Finalisation of Provisional Assessment) Regulations, 2018¹³⁶
7. その他特記事項(特有の運用、企業の実例等)	インドにおいては、上述のとおり、FTA の遡及適用は基本的に仮評価の制度を通じて行うことを想定しているが、仮評価を行わずに通常の輸入申告をしたものに対して、遡及発給された原産地証明書をを用いて関税が還付された事例がいくつか存在する。 ただし一方で、インドの法令上は、輸入時に FTA を適用するためにはインドの輸入申告の時点で書類が存在することが求められるため、遡及的に発給した原産地証明書が輸入申告時点で発給されていなければ、認められない可能性がある。

¹³¹ <https://taxinformation.cbic.gov.in/content-page/explore-act/1000002/1000002/Provisional/ACTS>

¹³² <https://taxinformation.cbic.gov.in/content-page/explore-regulations/1000295/Provisional/REGULATIONS>

¹³³ <https://taxinformation.cbic.gov.in/content-page/explore-regulations/1000338/Provisional/REGULATIONS>

¹³⁴ <https://taxinformation.cbic.gov.in/content-page/explore-regulations/1000295/Provisional/REGULATIONS>

¹³⁵ <https://taxinformation.cbic.gov.in/content-page/explore-regulations/1000338/Provisional/REGULATIONS>

¹³⁶ <https://taxinformation.cbic.gov.in/content-page/explore-regulations/1000338/Provisional/REGULATIONS>

マレーシア

1. 国内法令上の扱い	マレーシアにおける「FTA の遡及適用による関税還付」の根拠法令は、マレーシア関税法 1967 (Customs Act 1967 ¹³⁷) の第 16 条に規定されている内容になる。 ただし本条は関税の過払いの還付全般について規定しており、FTA の遡及適用については言及していない。
2. 特恵関税の遡及適用のために、当初通関時に必要とされる手続き	FTA を遡及適用する場合は、当初の輸入通関時に、特恵原産地証明書が未入手であることを受けて、関税が仮納税されている(“paid under protest”)旨、輸入申告書に注記する必要がある。
3. 当初通関時に、関税の納付・担保提供の要否	輸入者は、当初通関時に仮納税(“under protest”)という形で、関税相当額を納付しなければならない。 出典: Customs Act 1967 第 13A 条 ¹³⁸
4. 特恵関税の遡及適用・納付関税の還付の申請に必要な提出書類	申請にあたっては、税関が定める申請書の他に、以下の補足資料の提出が求められる。 ・ インボイス ・ パッキングリスト ・ 輸送書類(船荷証券、航空貨物運送状など) ・ 輸入申告書 (K1) ・ 税関領収書 ・ 特恵原産地証明書 ・ 銀行取引明細書 ・ その他関連する書類で、税関当局が提出の必要があると認めるもの。
5. 特恵関税の遡及適用、納付関税の還付の申請可能期間	還付手続きは、関税を仮納税した日から一年以内に申請しなければならない。
6. 特恵関税の遡及適用、納付関税の還付の申請から承認までかかる時間	経験上、還付の手続きは、通関官署を含む税関当局内の様々な部門の確認と承認が必要となることから、還付まで少なくとも 4 か月から 6 か月程度の期間を要する。 また上述の還付までのリードタイムは、その他の関税納付手続きの申請数や、税関からの質問に回答する準備(追加資料の収集等含む)に必要な期間にも影響される。
7. その他特記事項(特有の運用、企業の実例等)	特になし

¹³⁷ <http://www.customs.gov.my/ms/PERUNDANGAN%20GAZETTE/CUSTOMS%20ACT%201967.pdf>

¹³⁸ <http://www.customs.gov.my/ms/PERUNDANGAN%20GAZETTE/CUSTOMS%20ACT%201967.pdf>

中国

1. 国内法令上の扱い 特恵関税の遡及適用 「特恵関税の遡及適用」については、「中华人民共和国海关进出口货物优惠原产地管理规定（海关总署第 181 号令）」¹³⁹において規定されている。 RCEP 協定の特恵関税の遡及適用については、「中华人民共和国海关〈区域全面经济伙伴关系协定〉项下进出口货物原产地管理办法（海关总署第 255 号令）」¹⁴⁰において規定されている。 中国・ASEAN 自由貿易協定の特恵関税の遡及適用については、「中华人民共和国海关《中华人民共和国与东南亚国家联盟全面经济合作框架协议》项下进出口货物原产地管理办法（海关总署第 199 号令）」¹⁴¹において規定されている。 納付関税の還付 「納付関税の還付」については、「中华人民共和国进出口关税条例」¹⁴²の第 52 条において規定されている。	2. 特恵関税の遡及適用のために、当初通関時に必要とされる手続き 特恵関税の遡及適用 輸入貨物の荷受人およびその代理人は、有効な原産地証明書、原産品申告書（自己申告）を輸入申告する際に提出できない場合、税関手続きを完了するまでに貨物の原産性について必ず補足申告しなければならない。 出典：中华人民共和国海关进出口货物优惠原产地管理规定（海关总署第 181 号令）¹⁴³ 中华人民共和国海关〈区域全面经济伙伴关系协定〉项下进出口货物原产地管理办法（海关总署第 255 号令）¹⁴⁴ 中华人民共和国海关《中华人民共和国与东南亚国家联盟全面经济合作框架协议》项下进出口货物原产地管理办法（海关总署第 199 号令）¹⁴⁵ 3. 当初通関時に、関税の納付・担保提供の要否 必要。当初通関時に、関税等の相当額を担保として納める。 出典：中华人民共和国海关进出口货物优惠原产地管理规定（海关总署第 181 号令）¹⁴⁶ 中华人民共和国海关〈区域全面经济伙伴关系协定〉项下进出口货物原产地管理办法（海关总署第 255 号令）¹⁴⁷ 中华人民共和国海关《中华人民共和国与东南亚国家联盟全面经济合作框架协议》项下进出口货物原产地管理办法（海关总署第 199 号令）¹⁴⁸
---	--

¹³⁹ <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/356811/index.html>

¹⁴⁰ <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/4020557/index.html>

¹⁴¹ <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/357083/index.html>

¹⁴² <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2558681/index.html>

¹⁴³ <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/356811/index.html>

¹⁴⁴ <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/4020557/index.html>

¹⁴⁵ <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/357083/index.html>

¹⁴⁶ <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/356811/index.html>

¹⁴⁷ <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/4020557/index.html>

¹⁴⁸ <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/357083/index.html>

4.	特惠関税の遡及適用・納付関税の還付の申請に必要な提出書類 特惠関税の遡及適用 有効な原産地証明書または流動証明書の原本および税関に求められた輸入貨物に係る書類 出典: 中华人民共和国海关进出口货物优惠原产地管理规定（海关总署第 181 号令）¹⁴⁹ 中华人民共和国海关〈区域全面经济伙伴关系协定〉项下进出口货物原产地管理办法（海关总署第 255 号令）¹⁵⁰ 中华人民共和国海关《中华人民共和国与东南亚国家联盟全面经济合作框架协议》项下进出口货物原产地管理办法（海关总署第 199 号令）¹⁵¹
5.	特惠関税の遡及適用、納付関税の還付の申請可能期間 特惠関税の遡及適用 - 貨物の輸入日から 1 年以内（通常、最初に与えられる期限は 3 か月であり、期限の延長を申請することができる） 出典: 中华人民共和国海关《中华人民共和国与东南亚国家联盟全面经济合作框架协议》项下进出口货物原产地管理办法（海关总署第 199 号令）¹⁵² 納付関税の還付 - 税関は、関税の過払いを発見した場合、直ちに納税義務者に還付手続を通知するものとする。 - 納税義務者は、関税の過払いを発見した場合、納税日から 1 年以内に、税関に、過納税額および銀行預金の同期間の利息の還付を書面により請求できる。税関は、還付申請を受理した日から 30 日以内に確認し、納税義務者に還付手続を行うよう通知するものとする。 出典: 中华人民共和国进出口关税条例の第 52 条¹⁵³
6.	特惠関税の遡及適用、納付関税の還付の申請から承認までかかる時間 特惠関税の遡及適用 明確な規定はないものの、すべての確認が取れてから一週間程度 納付関税の還付 納税義務者は、通知を受け取った日から 3 ヶ月以内に関連する税金の還付手続を行わなければならない。 出典: 中华人民共和国进出口关税条例の第 52 条¹⁵⁴
7.	その他特記事項（特有の運用、企業の実例等） 納付関税の還付 法令上還付可能であるという規定があるものの、実際は実現困難である。

¹⁴⁹ <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/356811/index.html>

¹⁵⁰ <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/4020557/index.html>

¹⁵¹ <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/357083/index.html>

¹⁵² <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/357083/index.html>

¹⁵³ <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2558681/index.html>

¹⁵⁴ <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2558681/index.html>

ドイツ

1. 国内法令上の扱い	ドイツにおいては、関税の還付は「 REGULATION (EU) No 952/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL ¹⁵⁵ 」(通称"Union Customs Code; UCC")の第3編第3章第3条に規定されている。 また、詳細な規定やガイダンスは、「 COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2015/2447 ¹⁵⁶ 」の第172-174条や、「 GUIDANCE ON REPAYMENT AND REMISSION REV 1 EN ¹⁵⁷ 」に記載されている。
2. 特恵関税の遡及適用のために、当初通関時に必要とされる手続き	当初の輸入通関時に必要な手続きは特にない。
3. 当初通関時に、関税の納付・担保提供の要否	当初の輸入通関時は、MFN 税率に則った関税を納付するが、その他の担保の提供等は必要ない。
4. 特恵関税の遡及適用・納付関税の還付の申請に必要な提出書類	関税の還付申請には、以下の情報と補完資料を提出する必要がある。 - 申告番号 - 申請者(またはその代理人) - 通関官署 - HSコード - 貨物の概要 - 貨物の数量 - 関税評価額 - 還付されるべき関税額 - 法的根拠 - 銀行口座 - 還付の理由 - 特恵原産地証明書、または特恵原産地を示す原産申告文が記載されている書類 - その他関連書類 - 署名 出典: GUIDANCE ON REPAYMENT AND REMISSION REV 1 EN ¹⁵⁸
5. 特恵関税の遡及適用、納付関税の還付の申請可能期間	輸入通関後、3年以内であれば還付の申請を行うことができる。ただし、FTAの協定において特恵原産地証明書の遡及発給や遡及申告の期限が設けられている場合は、その期限内に発給・申告を行わなければならない。
6. 特恵関税の遡及適用、納付関税の還付の申請から承認までかかる時間	当局は、還付申請について30日以内に受理し、120日以内に判断する必要がある。また当局は、状況に応じて更に30日間延長することが可能である。従って、当局としては申請されてから判断まで最長で180日間与えられている。 ただし実務上、ドイツでは一般的に、2-3か月で判断がなされる。 出典: REGULATION (EU) No 952/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL ¹⁵⁹

¹⁵⁵ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02013R0952-20221212>

¹⁵⁶ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02015R2447-20210315&from=EN>

¹⁵⁷ [https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2022-](https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2022-03/Guidance%20Repayment%20Remission_en.pdf)

[03/Guidance%20Repayment%20Remission_en.pdf](https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2022-03/Guidance%20Repayment%20Remission_en.pdf)

¹⁵⁸ [https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2022-](https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2022-03/Guidance%20Repayment%20Remission_en.pdf)

[03/Guidance%20Repayment%20Remission_en.pdf](https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2022-03/Guidance%20Repayment%20Remission_en.pdf)

¹⁵⁹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02013R0952-20221212>

7.	日・EU EPA における遡及適用取り扱いの変遷について
	ドイツにおいては、日・EU EPA について、特段遡及適用を認めないような公式な通知はなされていない。
8.	その他特記事項(特有の運用、企業の実例等)
	法令上、ドイツ税関は還付の判断にあたり、還付の対象となる貨物を提示することを求めることができる。実務上税関当局との協議の余地はあるが、これらの貨物が提示できないことを理由に還付を拒否される可能性がある。

ベルギー

1. 国内法令上の扱い	ベルギーにおいては、関税の還付は「 REGULATION (EU) No 952/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL ¹⁶⁰ 」(通称"Union Customs Code; UCC")の第3編第3章第3条に規定されている。 また、詳細な規定やガイダンスは、「 COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2015/2447 ¹⁶¹ 」の第172-174条や、「 GUIDANCE ON REPAYMENT AND REMISSION REV 1 EN ¹⁶² 」に記載されている。
2. 特恵関税の遡及適用のために、当初通関時に必要とされる手続き	当初の輸入通関時に必要な手続きは特にない。
3. 当初通関時に、関税の納付・担保提供の要否	当初の輸入通関時は、MFN 税率に則った関税を納付するが、その他の担保の提供等は必要ない。
4. 特恵関税の遡及適用・納付関税の還付の申請に必要な提出書類	関税の還付申請には、以下の情報と補完資料を提出する必要がある。 ・ 申告番号 ・ 申請者(またはその代理人) ・ 通関官署 ・ HSコード ・ 貨物の概要 ・ 貨物の数量 ・ 関税評価額 ・ 還付されるべき関税額 ・ 法的根拠 ・ 銀行口座 ・ 還付の理由 ・ 特恵原産地証明書、または特恵原産地を示す原産申告文が記載されている書類 ・ その他関連書類 ・ 署名 出典: GUIDANCE ON REPAYMENT AND REMISSION REV 1 EN ¹⁶³
5. 特恵関税の遡及適用、納付関税の還付の申請可能期間	輸入通関後、3年以内であれば還付の申請を行うことができる。ただし、FTAの協定において特恵原産地証明書の遡及発給や遡及申告の期限が設けられている場合は、その期限内に発給・申告を行わなければならない。
6. 特恵関税の遡及適用、納付関税の還付の申請から承認までかかる時間	当局は、還付申請について30日以内に受理し、120日以内に判断する必要がある。また当局は、状況に応じて更に30日間延長することが可能である。従って、当局としては申請されてから判断まで最長で180日間与えられている。ただし実務上は、還付の判断がなされるまで数か月で完了することもある。なお、判断がなされてから実際の支払いがなされるまで、さらに数か月かかる場合がある。 出典: REGULATION (EU) No 952/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL ¹⁶⁴

¹⁶⁰ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02013R0952-20221212>

¹⁶¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02015R2447-20210315&from=EN>

¹⁶² https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2022-03/Guidance%20Repayment%20Remission_en.pdf

¹⁶³ https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2022-03/Guidance%20Repayment%20Remission_en.pdf

¹⁶⁴ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02013R0952-20221212>

7.	日・EU EPA における遡及適用取り扱いの変遷について
	ベルギーにおいては、日・EU EPA について、特段遡及適用を認めないような公式な通知はなされていないものの、協定発効当初は、日本側での遡及適用が認められなかったことを受けて、ベルギーにおいて日・EU EPA における遡及適用を否認する事例がいくつか見受けられた。
8.	その他特記事項(特有の運用、企業の実例等)
	法令上、ベルギー税関は還付の判断にあたり、還付の対象となる貨物を提示することを求めることができる。なおベルギーにおいては必ずしも実際の輸入申告時の貨物である必要はないものの、同一の製品(原産国含む)を提示する必要がある場合がある。これらの貨物が提示できないことを理由に還付を拒否される可能性がある。

イギリス

1. 国内法令上の扱い	イギリスにおいては、関税の還付は「 The Customs (Import Duty) (EU Exit) Regulations 2018 ¹⁶⁵ 」の第 7 章に規定されている。 また、詳細はガイダンス(「 How to apply for a repayment of import duty and VAT if you've overpaid (C285) ¹⁶⁶ 」)に記載されている。
2. 特恵関税の遡及適用のために、当初通関時に必要とされる手続き	当初の輸入通関時に必要な手続きは特になし。
3. 当初通関時に、関税の納付・担保提供の要否	当初の輸入通関時は、MFN 税率に則った関税を納付するが、その他の担保の提供等は必要ない。
4. 特恵関税の遡及適用・納付関税の還付の申請に必要な提出書類	還付の申請にあたって必要な書類は以下のとおり: • 輸入許可書 (Form E2) • 輸入申告書 (Form C88) • 交付された移動登録番号 (Movement Reference Number :MRN) • 輸入貨物に係るインボイス • パッキングリスト • FTA 税率の適用を疎明する資料 (原産申告文が記載されたインボイス等) • 英国税関へ支払われた関税額および VAT • 英国税関へ支払うべきであった関税額および VAT • 連絡先 出典: How to apply for a repayment of import duty and VAT if you've overpaid (C285) ¹⁶⁷
5. 特恵関税の遡及適用、納付関税の還付の申請可能期間	輸入通関後、3 年以内であれば還付の申請を行うことができる。ただし、FTA において特恵原産地証明書の遡及発給や遡及申告の期限が設けられている場合は、その期限内に発給・申告を行わなければならない。 出典: The Customs (Import Duty) (EU Exit) Regulations 2018 ¹⁶⁸
6. 特恵関税の遡及適用、納付関税の還付の申請から承認までかかる時間	当局は、還付申請について 30 日以内に受理し、120 日以内に判断する必要がある。また当局は、状況に応じて更に 30 日間延長することが可能である。従って、当局としては申請されてから判断まで最長で 180 日間与えられている。 出典: The Customs (Import Duty) (EU Exit) Regulations 2018 ¹⁶⁹
7. 日・英 EPA における遡及適用取り扱いの変遷について	イギリスにおいては、日・英 EPA について、特段遡及適用を認めないような公式な通知はなされていない
8. その他特記事項 (特有の運用、企業の実例等)	特になし。

¹⁶⁵ <https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2018/1248/part/7/made>

¹⁶⁶ <https://www.gov.uk/guidance/how-to-apply-for-a-repayment-of-import-duty-and-vat-if-youve-overpaid-c285#:~:text=You%20can%20claim%20for%20repayment,apply%20using%20our%20new%20service>

¹⁶⁷ <https://www.gov.uk/guidance/how-to-apply-for-a-repayment-of-import-duty-and-vat-if-youve-overpaid-c285#:~:text=You%20can%20claim%20for%20repayment,apply%20using%20our%20new%20service>

¹⁶⁸ <https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2018/1248/part/7/made>

¹⁶⁹ <https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2018/1248/part/7/made>

まとめ

今回の調査対象国のうち、いずれの国においても FTA の遡及適用を求めているが、このうちマレーシア、インド、中国については、当初の輸入申告にあたって、仮の申告であることを示す手続きが求められ、併せて担保の提供が求められる。これは、我が国における輸入許可前引取(BP)の制度に近いものであると考えられる。上記の3カ国においては、当初の輸入申告にあたってこれらの手続きのために、場合によっては税関当局と協議をする必要があることも想定される。従って当初の輸入申告の段階で、これらの手続きが税関当局に認められない場合、FTA の遡及適用が叶わないケースも想定される。

他方で、残りの調査対象国であるドイツ、ベルギー、イギリスは、いずれも FTA の遡及適用は、一般的な関税の還付の手続きの一つと位置付けている。これは我が国における更正の請求の制度に近いものであると考えられる。

これらの国においては、当初の輸入申告時は特設税関に FTA の遡及適用の意思を示すことなく MFN 税率を適用して通関し、FTA の原産性を証明する書類(原産申告文等)を提出することで、制度上は FTA を遡及的に適用し、還付が認められる。

なお、イギリスについては現在は EU の加盟国ではないものの、英国における関税関連の法令は EU の法令を踏襲しており、したがってドイツ、ベルギー、イギリスにおける還付の制度や手続きは非常に近い。

ただし一方で、日 EU EPA が発行された初期の段階で、日本において遡及適用が認められないことを受けて、正式な通知まではなされていないものの、一部の国において EU 側での遡及適用が認められない動きがあがった。

EU においては、関税関連の法令は UCC に基づいて規定されているものの、その運用については各国の税関当局に委ねられているため、実務上の取り扱いが各国において異なる場合がある。これらの遡及適用の可否は各国の税関当局が判断するものであるため、日 EU EPA における日本側の対応に対する反応の差が、これらの取り扱いの差になっているものと推察される。

Appendix

1. 連続する原産地証明書にかかる各協定の規定

RCEP 協定

1 第三・十六条(原産地証明)の規定に従うことを条件として、中間締約国の発給機関、認定された輸出者又は輸出者は、次の全ての要件を満たす場合には、連続する原産地証明を発給することができるものとする。

(a)有効な原産地証明の原本又はその認証された真正な写しが提示されること。

(b)連続する原産地証明の有効期間が最初の原産地証明の有効期間を超えないこと。

(c)附属書三B(必要的記載事項)の規定に従い、連続する原産地証明に最初の原産地証明から関連する情報が記載されていること

(d)中間締約国において、連続する原産地証明を使用して再輸出される貨物について更なる加工が行われないこと。ただし、再こん包又は物流に係る活動(例えば、積卸し、蔵置、貨物の分割、輸入締約国の法令、手続、行政上の決定又は政策が要求する単なるラベル等による表示、産品を良好な状態に保存するため又は輸入締約国へ産品を輸送するために必要な他の作業)を除く。

(e)分割して輸出される貨物については、最初の原産地証明の総数量の代わりにその分割された輸出に係る数量が表示され、かつ、その分割された貨物の下で再輸出される総数量が最初の原産地証明の総数量を超えないこと。

(f)連続する原産地証明に記載された情報に最初の原産地証明の発給の日付及びその番号が含まれていること。

2 第三・二十四条(原産品であるかどうかについての確認)に規定する確認手続は、連続する原産地証明についても適用する。

日・ASEAN EPA

4(a) 第二規則5の規定にかかわらず、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体によって原産地証明書(以下この4において「最初の原産地証明書」という。)が発給された原産品が輸入締約国から他の締約国に輸出される場合において、当該輸入締約国における輸出者又は権限を与えられたその代理人が有効な最初の原産地証明書を提示して申請を行うときは、当該輸入締約国の権限のある政府当局又はその指定団体は、当該原産品のための新たな原産地証明書として、連続する原産地証明書を発給することができる。

(b) (a) の規定に基づき連続する原産地証明書が発給される場合には、第三章及びこの附属書に規定する「輸出締約国の原産品」については、その権限のある政府当局又はその指定団体が最初の原産地証明書を発給した締約国の原産品とみなす。

ASEAN・韓国 FTA

Rule 1 For the purposes of this Appendix: back-to-back Certificate of Origin means a Certificate of Origin issued by an intermediate exporting Party based on the Certificate of Origin issued by the first exporting Party;

Rule 7

1. A Certificate of Origin shall be issued at the time of exportation or soon thereafter whenever the good to be exported can be considered to be originating in the territory of the exporting Party within the meaning of Annex 3.

2. The issuing authority of the intermediate Party may issue a back-to-back Certificate of Origin, if an application is made by the exporter while the good is

passing through its territory, provided that:

- (a) a valid original Certificate of Origin is presented;
- (b) the importer of the intermediate Party and the exporter who applies for the back-to-back Certificate of Origin in the intermediate Party are the same; and
- (c) verification procedures as set out in Rule 14 is applied.

3. Upon request of a Party, the Parties shall review the provisions of this Rule and the implementation thereof, and revise it as may be mutually agreed upon by the Parties.

4. In exceptional cases where a Certificate of Origin has not been issued at the time of exportation or soon thereafter due to involuntary errors, omissions or other valid causes, a Certificate of Origin may be issued retroactively but no later than one year from the date of shipment, bearing the words "ISSUED RETROACTIVELY".

Link: <https://asean.org/wp-content/uploads/2016/02/Appendix-1-to-Annex-3-OCP-ASEAN-Version-15may06-final.pdf>

ASEAN-China FTA

Rule 1

For the purposes of this Attachment:

'Movement Certificate' means a Certificate of Origin (Form E) issued by an intermediate exporting Party, based on the original Certificate of Origin (Form E) issued by the first exporting Party proving the origin status of the products in question;

Rule 12

a) The Issuing Authorities of the intermediate Party within the ACFTA may issue a Movement Certificate (MC), if an application is made by the exporter while the product is passing through the territory, provided that:

- (i) the importer of the intermediate Party and the exporter who applies for the MC in the intermediate Party are the same;
- (ii) a valid original Certificate of Origin (Form E) issued by the first exporting Party is presented;

- (iii) information on the MC includes the name of the Issuing Authority of the Party which issued the original Certificate of Origin (Form E), date of issuance and reference number. The indicated invoice value shall be the invoice value of the products exported from the intermediate Party; and

- (iv) the total quantity of each product covered in the MC does not exceed the total quantity of each product covered in the original Certificate of Origin (Form E).

b) In the case of China, the MC shall be issued by Customs Authority.

In the case of ASEAN Member States, the MC shall be issued by the Issuing Authorities.

c) The validity of the MC shall have the same end-date as the original Certificate of Origin (Form E).

d) The product which is to be re-exported using the MC shall be under the control of the Customs Authority of the intermediate Party. The products shall not undergo any further processing in the intermediate Party, except for repacking and logistics activities consistent with Article 8 of the Rules of Origin for the ACFTA3.

e) The verification procedure in Rule 18 of this Attachment shall also apply to the MC. In particular, the Customs Authority of the importing Party may simultaneously request the original exporting Party and the intermediate Party to provide information regarding the original Certificate of Origin (Form E) and the MC respectively, such as, the first exporter, last exporter, reference number, description of the products, country of origin and the port of discharge, within thirty (30) days from the date of receipt of the request, as the case maybe.

2. 特恵関税の遡及適用、納付関税の還付制度

日・インド EPA

Rule 3 Issuance

- (a) In principle, a certificate of origin should be issued no later than three days from the date of shipment.
- (b) In exceptional cases where the certificate of origin has not been issued before the time limit provided for in subparagraph (a) at the request of the exporter or its authorised agent, the certificate of origin may be issued retroactively in accordance with the laws and regulations of the exporting Party within 12 months from the date of shipment, in which case it is necessary to indicate "ISSUED RETROACTIVELY" in the relevant field of the certificate of origin specified in Appendix 2. In such cases, the importer of the good who claims the preferential tariff treatment for the good may, subject to the laws and regulations of the importing Party, provide the customs authority of the importing Party with the certificate of origin issued retroactively. The certificate of origin issued retroactively should indicate the date of shipment in the relevant field specified in Appendix 2.

日・マレーシア EPA

Rule 3 Issuance

- (a) A certificate of origin will be issued by the competent governmental authority or its designees of the exporting Country by the time of shipment.
- (b) In exceptional cases where the certificate of origin has not been issued by the time of shipment, at the request of the exporter or its authorised agent, the certificate of origin may be issued retroactively in accordance with the laws and regulations of the exporting Country but within one year from the date of shipment, in which case it is necessary to specify "ISSUED RETROACTIVELY." In such cases, the importer of the good who claims the preferential tariff treatment may, subject to the laws and regulations of the importing Country, provide the relevant authority of the importing Country with the certificate of origin issued retroactively within one year from the date of the shipment.

CPTPP 協定

第三・二十九条

輸入後の還付及び関税上の特恵待遇の要求

1 各締約国は、自国の領域に輸入された時に産品が関税上の特恵待遇を受ける資格であったであろう場合において、輸入者がその輸入の時に関税上の特恵待遇を要求しなかったときは、当該輸入者が当該産品について関税上の特恵待遇及び超過して徴収された関税の還付を申請することができることを定める。

2 輸入締約国は、1の規定に基づく関税上の特恵待遇を与える条件として、輸入者に対し、輸入の日の後1年以内又は自国の法令で定めるこれよりも長い期間内に次のことを行うことを義務付けることができる。

- (a) 関税上の特恵待遇の要求を行うこと。
- (b) 当該輸入の時に当該産品が現産品であった旨の申告を行うこと。
- (c) 原産地証明書の写しを提供すること。
- (d) 当該輸入締約国が要求する当該産品に輸入に関連するその他の書類を提供すること。

RCEP 協定

第三・十七條原産地証明書

8 意図的でない誤り、不作為その他正当な原因により船積みの時に原産地証明書が発給されなかった場合又は5(a)*に規定する状況においては、原産地証明書を遡及して発給することができる。ただし、船積みの日の後一年以内に限る。この場合には、当該原産地証明書には、「ISSUED RETROACTIVELY」との文言を記載するものとする。

*輸出締約国の発給機関は、原産地証明書に不正確な情報が記載されている場合には、次のいずれかのことを行うことができる。**(a)新たな原産地証明書を発給し、及び当初の原産地証明書を無効とすること。**(b)誤りの抹消及び追記又は訂正により、当初の原産地証明書を修正すること。変更については、当該輸出締約国の発給機関の正規の署名及び公の印章により認証するものとする

※なお、日・EU EPA、日・英 EPA には特惠関税の遡及適用、納付関税の還付に係る規定はない

本書は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本書の情報を基に判断し行動されないようお願いいたします。本書に含まれる情報は正確性又は完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明又は保証するものではありません。また、本書に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、プライスウォーターハウスクーパース、及びその職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

本書において、PwC とは、プライスウォーターハウスクーパース WMS Pte. Ltd.、又は、プライスウォーターハウスクーパース インターナショナル リミテッドのメンバーファームを指しています。

各メンバーファームは別組織となっています。

各種EPAの参照にかかる、各国における 利用環境の調査結果

PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd.
2023年3月



各国検索エンジン一覧

#	Webページ	税率	原産地 規則	URL	対応言語	ページ数
1	日本税関	○	○	EPA相手国側譲許表 https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/aitekoku.htm 原産地規則ポータル https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp 実行関税率表(日本輸入時) https://www.customs.go.jp/tariff/2023_02_21/index.htm EPA譲許表(日本輸入時) https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/chui.htm	日本語	4-7
2	ITC/WCO/WTO Rules of Origin Facilitator	○	○	https://findrulesoforigin.org/	英語	8
3	FedEx World Tariff	○	○	https://ftn.fedex.com/wtonline/jsp/hsns/HSFrameAux.jsp?pageName=RateTrade/PrefRateTrade.jsp&customsArea=VN&hsNum=870210820000&name=Vietnam&hsNumImage=8702.10.82&rateSource=VN&taxSource=VN	英語	9
4	US ITC Harmonized Tariff Schedule	○	×	https://hts.usitc.gov/	英語	10
5	EU My Trade Assistant	○	×	https://trade.ec.europa.eu/access-to-markets/en/home	英語	11
6	UK Integrated Online Tariff	○	○	https://www.trade-tariff.service.gov.uk/find_commodity	英語	12

各国検索エンジン一覧(続)

#	Webページ	税率	原産地 規則	URL	対応言語	ページ数
7	中国税関	○	×	https://hs.e-to-china.com/	英語	13
8	フィリピン税関	○	○	https://finder.tariffcommission.gov.ph/	英語	14
9	Canada Tariff Finder	○	×	https://www.tariffinder.ca/en/getStarted	英語	15
10	オーストラリア	○	○	https://ftaportal.dfat.gov.au/	英語	16
11	インドネシア	○	×	https://insw.go.id/intr	インドネシア語 (一部英語)	-
12	ベトナム	○	×	https://www.customs.gov.vn/index.jsp?pagelId=2313&id=NHAP_KHAU&name=Imports&cid=4154	英語 (一部ベトナム語)	-
13	タイ税関	○	×	http://itd.customs.go.th/igt/en/main_frame.jsp	英語(一部タイ語)	-
14	韓国関税庁	○	×	https://www.customs.go.kr/engportal/cm/cntnts/cntntsView.do?mi=7313&cntntsId=2335	韓国語(一部英語)	-

1. 日本税関：EPA相手国側譲許表

税率	○	原産地規則	×
----	---	-------	---

EPA相手国側譲許表（関税率表）

このページでは、我が国が締結している経済連携協定に関する相手国情報を掲載しております。

相手国税関等のホームページを掲載しておりますが、実際のEPA相手国への輸入手続については、相手国税関窓口にお問い合わせ下さい。

外部ページヘルプ（※すべて新規ウィンドウで開きます。）

国等 (リンクは協定HP)	二国間	AJCEP (和文) (英文)	TPP11 (和文) (英文)	RCEP (和文) (英文)	参考（相手国税率検索サイトまたは税関HP）
シンガポール	○	○	○	○	シンガポール税関 (Singapore Customs)
メキシコ	○		○		メキシコ経済省 (Secretaría de Hacienda)

各協定の「○」をクリックすると英語の協定原文を検索することが可能

1. 日本税関：原産地規則ポータル

税率

×

原産地規則

○

1. 輸入国・HSコードを選択

2. 原産地規則の確認が可能

品目別原産地規則 / Product-Specific Rules

❖ 国名 / Country

イギリス / UNITED KINGDOM

❖ 品目 / Item

HSコード(上位4桁もしくは6桁、ドット(.)なし)を入力してください。
Please enter the HS code in 4 or 6 digit without a dot (.)

870321

検索/Search

リセット/Reset

押す

日英包括的経済連携協定(HS2017) / Japan-UK CEPA (HS2017)

HS2017				日英包括的経済連携協定(HS2017) / Japan-UK CEPA (HS2017)		
部 / Section	章 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	品名 / Description	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
17	87			鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び付属品 Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories thereof		
		8703		乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。) Motor cars and other motor vehicles principally designed for the transport of persons (other than those of heading 87.02), including station wagons and racing cars		
			870321	その他の車両(ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。)のみを搭載したものに限る。) Other vehicles, with only spark-ignition internal combustion reciprocating piston engine	MaxNOM四十五パーセント(EXW)又はRVC六十パーセント(FOB) 注 第八七・〇二項から第八七・〇五項までの各項の産品については、付録三-B-1も参照すること。	付録三-B-1 特定の車両及び車両の部分品に関する規定 / APPENDIX 3-B-1. PROVISIONS RELATED TO CERTAIN VEHICLES AND PARTS OF VEHICLES
				Of a cylinder capacity not exceeding 1,000 CC	MaxNOM 45 % (EXW), or RVC 60 % (FOB). Note: For headings 87.02 to 87.05, see also Appendix 3-B-1.	

1. 日本税関：実行関税率表(日本輸入時)

税率

○

原産地規則

×

1. HSコード(類)を選択

2. MFN税率・各FTA税率の検索が可能

実行関税率表 (2023年2月21日版)

＝ 実行関税率表をご利用になる前にお読みください

- 注1 掲載している実行関税率表(タリフ)につきましては、あくまでご参考としてご利用ください。
実際の輸入手続きにあたってご不明な点等ございましたら、[各税関の税関相談室](#)までお問い合わせ下さい。
- 注2 タリフの読み方については[税率決定までの流れ](#)をご覧ください。

実行関税率表 (2023年2月21日版)

分類

第72類	鉄鋼	類注	税率
第73類	鉄鋼製品	類注	税率

押す

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate						シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特恵税率 LDC				
7209.00.000	その他のもの	3.2%		無税	無税			無税	無税	無税
73.03										
7303.00.000	特殊製の管及び中空の形材	3.9%		3.3%	無税			無税	無税	無税
73.04	鉄鋼製の管及び中空の形材 (絶縁なしのものに限るものとし、特殊)									

MFN税率

FTA税率

1. 日本税関：EPA譲許表(日本輸入時)

税率

○

原産地規則

×

1. 協定を選択

EPA等のステーキング表(日本側関税率一覧)へのリンク

- ▶ [日シンガポールEPA\(2023年1月版\)\(PDF:370KB\)](#) [\(CSV:165KB\)](#)
- ▶ [日メキシコEPA\(2023年1月版\)\(PDF:388KB\)](#) [\(CSV:181KB\)](#)
- ▶ [日マレーシアEPA\(2023年1月版\)\(PDF:376KB\)](#) [\(CSV:166KB\)](#)
- ▶ [日チリEPA\(2023年1月版\)\(PDF:355KB\)](#) [\(CSV:170KB\)](#)
- ▶ [日タイEPA\(2023年1月版\)\(PDF:385KB\)](#) [\(CSV:168KB\)](#)
- ▶ [日インドネシアEPA\(2023年1月版\)\(PDF:363KB\)](#) [\(CSV:209KB\)](#)
- ▶ [日ブルネイEPA\(2023年1月版\)\(PDF:356KB\)](#) [\(CSV:206KB\)](#)
- ▶ [日ASEAN EPA\(2023年1月版\)\(PDF:415KB\)](#) [\(CSV:227KB\)](#)
- ▶ [日フィリピンEPA\(2023年1月版\)\(PDF:395KB\)](#) [\(CSV:213KB\)](#)
- ▶ [日スイスEPA\(2023年1月版\)\(PDF:461KB\)](#) [\(CSV:261KB\)](#)
- ▶ [日ベトナムEPA\(2023年1月版\)\(PDF:427KB\)](#) [\(CSV:257KB\)](#)
- ▶ [日インドEPA\(2023年1月版\)\(PDF:489KB\)](#) [\(CSV:336KB\)](#)
- ▶ [日ペルーEPA\(2023年1月版\)\(PDF:492KB\)](#) [\(CSV:387KB\)](#)
- ▶ [日オーストラリアEPA\(2023年1月版\)\(PDF:526KB\)](#) [\(CSV:1,061KB\)](#)
- ▶ [日モンゴルEPA\(2023年1月版\)\(PDF:512KB\)](#) [\(CSV:768KB\)](#)
- ▶ [TPP11協定\(CPTPP\)\(2023年2月版\)\(PDF:1,722KB\)](#) [\(CSV:1,171KB\)](#)
- ▶ [日EU・EPA\(2023年1月版\)\(PDF:1,843KB\)](#) [\(CSV:1,036KB\)](#)
- ▶ [日米貿易協定\(2023年1月版\)\(PDF:120KB\)](#) [\(CSV:114KB\)](#)
- ▶ [日英EPA\(2023年1月版\)\(PDF:425KB\)](#) [\(CSV:1,004KB\)](#)
- ▶ [RCEP協定\(2023年1月版\)\(PDF:948KB\)](#) [\(CSV:2,027KB\)](#)

押す

2. FTA税率の検索が可能

統計細分	ex	2023/1/1~	2023/4/1~	2024/4/1~	2025/4/1~	2
640420212		9.4%	7.9%	6.3%	4.7%	3.1%
640420219		14.9%	13.5%	12.2%	10.8%	9.5%

「Ctrl+F」の検索機能で該当する
HSコードを特定可能

2. ITC/WCO/WTO Rules of Origin Facilitator

税率

○

原産地規則

○

1. 輸出国・輸入国・HSコード(または品目)を選択

2. MFN税率・FTA税率・原産地規則のほか
関連する規定の確認も可能

What are you exporting?

EXPORT FROM
Select country ▼

IMPORT TO
Select country ▼

PRODUCT NAME OR HS CODE ⓘ
Search product by code or name

What's my product code?

SEARCH



CPTPP	EPA, ASEAN-Japan	EPA, Japan-Viet Nam	RCEP
IMPORT DUTY 3% MFN 0% Preferential	IMPORT DUTY 3% MFN 2% Preferential	IMPORT DUTY 3% MFN 0% Preferential	IMPORT DUTY 3% MFN 0% Preferential
Rule of Origin (RoO) ⓘ ▼ ORIGINAL TEXT A change to a good of subheading 8501.10 from any other heading, except from stators or rotors of heading 85.03; or No change in tariff classification required for a good of subheading 8501.10, provided there is a regional value content of not less than: (a) 30 per cent under the build-up method; or (b) 40 per cent under the build-down method; or (c) 50 per cent under the focused value method taking into account only the nonoriginating materials of heading 85.01 and stators and rotors of heading 85.03. CRITERION (ITC) (CTH + ECT) or RVC 30/40/50%	Rule of Origin (RoO) ⓘ ▼ ORIGINAL TEXT RVC 40% or CTH CRITERION (ITC) CTH or RVC 40%	Rule of Origin (RoO) ⓘ ▼ ORIGINAL TEXT 1 For the purposes of paragraph (b) of Article 24, a good shall qualify as an originating good of a Party if: (a) the good has a local value content (hereinafter referred to in this Agreement as "LVC"), calculated using the formula set out in Article 27, of not less than 40 percent, and the final process of production has been performed in the Party; or (b) all non-originating materials used in the production of the good have undergone in the Party a change in tariff classification (hereinafter referred to in this Agreement as "CTC") at the 4-digit level (i.e. a change in tariff heading) of Harmonized System.	Rule of Origin (RoO) ⓘ ▼ ORIGINAL TEXT CTH or RVC40 CRITERION (ITC) CTH or RVC 40%

3. FedEx World Tariff

税率

○

原産地規則

○

1. 輸入国及びHSコードを選択

WorldTariffSM
HS Number Search

クイックヘルプ 印刷版

仕向け国/輸出先
United Kingdom

類/部名
87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories

項
8703 - MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES PRINCIPALLY DESIGNED FOR

テキスト 番号 リセット Submit

このツールを使って得た開税およびその他の税の検索結果は、為替レートの変動や開税率の流動性に基づき変わる可能性があります。

Submitボタンを押すと検索

2. MFN税率・FTA税率・原産地規則のほか 関連する規定の確認も可能

MFN税率を検索可能

HS Number	Description	UOM	MFN
8703	MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES PRINCIPALLY DESIGNED FOR THE TRANSPORT OF PERSONS (OTHER THAN THOSE OF HEADING 8702), INCLUDING STATION WAGONS AND RACING CARS:		
	- Vehicles specially designed for travelling on snow; golf cars and similar vehicles:		
8703.10.11.00	-- Vehicles specially designed for travelling on snow, with compression-ignition internal combustion piston engine (diesel or semi-diesel), or with spark-ignition internal combustion piston engine	kg	4%
8703.10.18.00	-- Other	kg	10%
	- Other vehicles, with only spark-ignition internal combustion reciprocating piston engine:		
	-- Of a cylinder capacity not exceeding 1,000 cc:		
8703.21.10.00	--- New	kg	10%
8703.21.90.00	--- Used	kg	10%
	-- Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc:		
8703.22.10.00	--- New	kg	10%
8703.22.90.00	--- Used	kg	10%

HSコードを押すとFTA税率が検索可能

Japan	3.8%	UK-Japan Comprehensive Economic Partnership Agreement (CEPA)
-------	------	--

虫眼鏡アイコンを押すと
原産地規則が検索可能

United Kingdom Rules of Origin
87.02-87.05 MaxNOM 45 % (EXW); or RVC 60 % (FOB).

4. US ITC Harmonized Tariff Schedule

税率

○

原産地規則

×

1. HSコード(または品目)を選択

2. MFN税率・FTA税率の確認が可能

HTS Search

Q 39269d

Search

HTS Search

Q plastid

Search



Heading/ Subheading	Stat Suf fix		Rates of Duty ①	
			1	2
			General	Special
3926.90.45		Gaskets, washers and other seals	3.5% <u>1/</u>	OM, P, PA, PE, S, SG) Free (A, AU, B, BH, C, CL, CO, D, E, IL, JO, KR, MA, OM, P, PA, PE, S, SG) 25% <u>1/</u>

MFN税率

FTA税率

キューバ、北朝鮮、ロシア、ベラルーシからの輸入に適用される「Column Two」税率(2023年2月現在)

5. EU My Trade Assistant

税率

○

原産地規則

○

1. HSコードと輸出国・輸入国
を選択

2. MFN税率・FTA税率・原産地規則の
確認が可能

My Trade Assistant

The interface includes navigation tabs for 'Goods + ROSA', 'Services and Investment', 'Procurement', and 'Restrictions imposed by Russia / Belarus'. Below these is a search bar with fields for 'Product name or HS code', 'Country from', and 'Country to', followed by a 'Search' button. A yellow banner at the bottom contains links for 'How to use this form' and 'Disclaimer'.



Results for product code 8703.22.10 from Japan to France

Tariffs	
Rules of origin	
Rules of Origin Self-Assessment (ROSA)	
Origin documentation and verification	
Rates	
Report requirements	
Trade flow statistics	
How to read the results	
Origin/Measure type	Tariff
ERGA OMNES	10.00%
Third country duty	EU law: R2658/87
ERGA OMNES	p/st (Number of items)
Supplementary unit	EU law: R2658/87
ERGA OMNES	EU law: R1005/09
Import prohibition	
ERGA OMNES	EU law: R1005/09
Restriction on entry into free circulation	
Japan	3.80%
Tariff preference	EU law: D1907/18

「ROSA」を押すと原産地規則のセルフアセスメントが可能

Try the new ROSA tool (Beta) now. >

Start the Self Assessment

The flowchart shows the steps: 'Origin of my product' (Start, Origin criteria, Product-specific rules, Additional requirements), 'Proof of origin', 'Transport', and 'Assessment'. Below the flowchart, a green checkmark indicates: 'Based on your answers, your product is originating in Japan.'

6. UK Integrated Online Tariff

税率



原産地規則



1. HSコードを選択

Search for a commodity

Commodity codes are internationally recognised reference numbers. A commodity code describes a specific product when importing or exporting goods. You will use this code on any customs declarations.

► [Tips on searching for products](#)

Search the UK Integrated Online Tariff

Enter the name of the goods or commodity code

2. MFN税率・FTA税率・原産地規則
の確認が可能

UK Integrated Online Tariff

[Switch to the Northern Ireland Online Tariff](#)

Commodity 8703 2210 00

[Copy commodity code](#)

Commodity 8703 2210 00

Classification New

Supplementary unit Number of items (p/st)

► [What are supplementary units?](#)

Date of trade 6 March 2023

[Change](#)

Filter by country Japan

[Change](#)

国を選択

Import

Export

Rules of origin

Notes

Import duties

The table below lists the import duties that apply to the import of commodity 8703. Use our [tariff duty calculator](#) to [work out the duties and taxes applicable to the import](#). Click on a measure type to find out more about the measure and the preference code.

Country	Measure type	Duty rate
All countries (101)	Third country duty Additional code: 2600 Goods that are COVID-19 critical	0.00%
All countries (101)	Third country duty Additional code: 2601 Other	10.00%
Japan (JP)	Tariff preference	3.80%
All countries (101)	Supplementary unit	Items (p/st)

Product-specific rules - trade with Japan

Rules under the UK-Japan Comprehensive Economic Partnership Agreement

Heading	Rule
8702-8705	A maximum of 45% of the ex-works price (EXW) is made up of non-originating parts (MaxNOM). Your goods contain a Regional Value Content (RVC) of at least 60% of the Free on Board (FOB) cost of the goods.

7. 中国税関

税率

○

原産地規則

×

1. HSコードを選択

2. MFN税率・FTA税率の確認が可能

EXPORTING TO CHINA GUIDANCE

- Tariffs & Duties (MFN, GEN, FTA)
- Declaration Norm
- Regulations & Restrictions
- CCC Certificate
- Inspection & Quarantine
- Anti-Dumping / Anti-Subsidy

853710 SEARCH

Refine Your Search: 853710

[8537] Boards, panels, consoles, desks, cabinets and other bases, equipped with two or more apparatus of heading 85.35 or 85.36... (11



8537 1011 01 Programmable logic controllers for machine tools

CIQ Code »
Declaration Norm » 0: Brand type; 1: Export preferences; 2: Usage; 3: Principle; 4: Voltage; 5: Brand (in Chinese or in foreign language); 6: Model; 7: Goods under this HS code »

Unit	piece/kilogram	Gen (General Tariff Rate)	14	MFN (Most-favored Nation)	5
Tax/VAT (Value-added Tax):	13	Additional Tariff on U.S. Imports	0	Export Tax Rebate	13
Regulations & Restrictions		Inspection & Quarantine		Consumption Tax	
FTA (Free Trade Agreement Tax)		CCC Certificate	-	In-Quota on Imported Goods	0
IT Origin Country Tariff		Anti-Dumping / Anti-Subsidy	-		



「VIEW」を押すと
FTA税率が検索可能

China-ASEAN FTA	Malaysia : 0 ; Cambodia : 0 ; Myanmar : 0 ; Lao PDR : 0 ; Vietnam : 0 ; Brunei : 0 ; Singapore : 0 ; Philippines : 0 ; Thailand : 0 ; Indonesia : 0
China-Pakistan FTA	Pakistan : 0
China-Chile FTA	Chile : 0
China-New Zealand FTA	New Zealand : 0

8. フィリピン税関

税率

○

原産地規則

○

1. 検索したい税率、年、HSコード(または品目)を選択

2. MFN税率・FTA税率・原産地規則の確認が可能

Select tariff schedule(s).

☒ MFN ☐ AANZFTA ☐ ACFTA ☐ AIFTA ☐ AJCEPA ☐ AKFTA ☐ ATIGA ☒ PJEPA

☐ PH-EFTA FTA (NOR) ☐ PH-EFTA FTA (CHE/LIE) ☐ PH-EFTA FTA (ISL) ☐ AHKFTA ☐ All

Select year. 2023

Enter an AHTN 2022 Code or one or more keywords that describe your product. 850110

Search



AHTN CODE	8501.10.22		
PRODUCT DESCRIPTION	- - - Other, of an output not exceeding 5 W		
YEAR	2023		
Applicable Tariffs			
Data	MFN	PJEPA *	
Applicable Tariff Rate (%)	0	0	
Product Specific Rule (Rules of Origin)		RVC(40) or CTH	
Legend			
PJEPA: *	Effective 1 April of every year. For the January to March tariff rate, the previous year's rate is applicable.		
CTH	Change in Tariff Heading		
RVC(40)	Regional Value Content of 40%		

9.Canada Tariff Finder

税率

○

原産地規則

×

1. 輸出国・輸入国・HSコード(または品目)を選択

Find tariff information

You are:

☐ Exporting ☒ Importing

To Canada from:

☒ Japan (CPTPP)

Describe the product:

870821

Find

Enter the HS code or keyword(s) describing the product ([more info](#))



2. MFN税率・FTA税率の確認が可能

Japan

8708.21.00.00

UOM: -

Treatment: MFN

Duty: 6 %

Treatment: CPTPT

Duty: Free

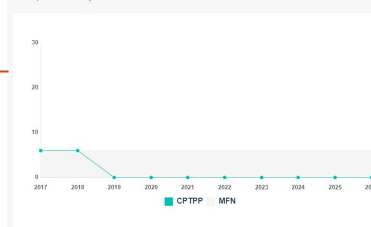
押す

Confirm 8708.21.00.00

各年のMFN税率とFTA税率の比較が可能

Tariff year-over-year chart

This report shows only current tariff data



MFN		6 %
Date	CPTPP	
2017	6 %	
2018	6 %	
2019	Free	
2020	Free	
2021	Free	
2022	Free	
2023	Free	
2024	Free	
2025	Free	
2026	Free	

10. Australia Free Trade Agreement Portal

税率



原産地規則



1. 輸出国・輸入国・HSコード(または品目)を選択

2. MFN税率・FTA税率・原産地規則の確認が可能

Search Browse categories Download Help us help you - [Take the FTA Portal User Survey](#)

1. Service, product or HS code (required) 2. Select Trade Direction (required) 3. Select Country (required)

870821 Import to Australia Japan Search

8708.21 Safety seat belts
8708.21.10 Of a kind used as components in passenger motor vehicles Compare agreements

押す

協定ごとに原産地規則を充足しているかの
セルフアセスメントが可能

Agreement	Current tariff	Next cut	Final outcome
☒ RCEP	U		U on 1 January 2022
☐ CPTPP	0%		0% on 1 January 2020
☐ JAEPA	0%		0% on 1 April 2018
☐ MFN	5%		MFN applied duty rate at 2021*

Regional Comprehensive Economic Partnership (RCEP)

Check your eligibility

Question 1
Was the good wholly obtained or produced in a Party, or produced in a Party exclusively from originating materials from one or more of the Parties?

For HS8708.2110, the rule is RVC (RVC40) or Change of Tariff Heading (CTH).

Question 2
Did the product undergo a Change in Tariff Heading

[Show more information](#)

☒ Your product will likely be eligible for this agreement (RCEP)

www.pwc.com/jp

私どもの見解は、法律、法令及び実務面を考慮した上で、私どもが最も適切と考える取扱いの概要であり、税関もしくはその他の行政機関に対して本件に関するルーリングを打診しておりませんし、入手しておりません。私どもの見解は、当局が調査において同じ結論に達することを保証するものではなく、関税法及び関係法令の改正及び新規の法令等の施行による本見解の更新もしくは変更につき、責任を負うものでもありません。また、私どもは本資料で掲載したデータベースの検索結果(関税率、原産地規則、その他法令等全て)について、その結果の正確性の担保を行うものではありません。

© 2023 PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

二次利用未承諾リスト

報告書の題名	各種EPAの参照にかかる、各国における利用環境の調査結果
委託事業名	令和4年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（貿易手続きの円滑化・高度化の推進に係る調査）
受注事業者名	PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd.

[illegible]